

Title	三田政談会・政談社演説会について：明治十年代前半における慶應義塾系演説会の研究
Sub Title	
Author	松崎, 欣一(Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1995
Jtitle	近代日本研究 Vol.12, (1995.) ,p.1- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19950000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田政談会・政談社演説会について

——明治十年代前半における慶應義塾系演説会の研究——

松崎 欣一

一

明治十三年五月五日付『郵便報知新聞』⁽¹⁾の告知欄に次のような広告が見える。

来五月八日午後二時より浅草井生村楼に於て、

政談演説会。

但し、切符ハ同所并新橋竹川町桜水舎に於て売り捌申候。

演説者姓名、岡崎亀雄○高島小金治○本多孫四郎○波多野承五郎。

浅草井生村楼における岡崎他三名による政談演説会開催の予告記事である。また、同日の同新聞府下雑報欄には次の記事がある。

○集会條例発行以来、流石に流行せる講談会も火の消へたる如くなりしに、来る八日浅草井生村楼にて、慶應義塾の社中にて條例に抵触せざる人々が公然政談演説を為すよし。昨今珍らしきことなれば傍聴人も無盛んなることならん。

さらに五月七日、同八日付『朝野新聞』⁽²⁾の広告欄にも次の広告が掲載されている。

来る八日浅草井生村楼に於て、集会條例を遵奉して政談演説会相催候。

演説者姓名、岡崎亀雄○高島小金治○本多孫四郎○林欽亮○波多野承五郎。

三田政談会幹事

五月七日付『東京横浜毎日新聞』⁽³⁾にも同じ演説会についての広告記事があつてここでは「政談大演説会」として『朝野新聞』と同じく岡崎他四名の演説者の予告をしている。各新聞に若干の異同があるが、要するに集会條例公布後約一か月を経過して、慶應義塾関係者により「三田政談会」が発足しその主催する演説会の開催が告知されたのである。五月十一日付の『郵便報知新聞』には「去八日浅草井生村楼に於て催したる三田政談演説会ハ聴衆も多く余程盛なりし」という雑報記事があつて演説会の実施が記録されている。

本稿はこの三田政談会——のちに政談社——による演説会の実態と関係者の動向についての考察を試みようとするものである。

明治十三年四月五日に公布された集会條例⁽⁴⁾は、

1. 政治に関する事項を講談論議するため公衆を集め、また結社する者は管轄警察署に必要事項を届出て許可を得ること。管轄警察署はそれらの届出について国安に妨害ありと認められるときは認可しないこと。
 2. 認可の集會に派出の警察官がその集會を解散させ得ること。解散させた集會の演説者に対し東京は警視長官、他は地方長官がその管内において一か年以内演説を禁止し、またその結社を解散させ得ること。
 3. 政治に関する事項を講談論議する集會へ、軍人、警察官、官立私立学校の教員および生徒、農業工業の見習生は参加できないこと。
 4. 政治に関する事項を講談論議するためにその趣旨を広告し、委員もしくは文書によって公衆を誘導し他の社と連絡することを禁止すること。屋外での集會を禁ずること。
- などが規定されていた。このため、多くの政治運動や政治思想の啓蒙活動などを展開していた演説結社等の団体は大きな影響を蒙らざるを得なかった。

例えば、四月九日付『郵便報知新聞』の告知欄には北辰社と嚶鳴社の次のような広告記事が掲載されている。

北辰社広告

今般、集会條例御発令に相成候に付、社中相会し更に社則を編製し之を政府へ可差出候間、来る十日午後一

時までに有楽町三丁目三楽社へ出会有之度、此段社員へ広告候也。

明治十三年四月八日

幹事 土居光華

同 荒川高俊

今度、集会條例発行相成候に付て、従前の社則変更不致候てハ不相成場合に立至り候間、万八樓上に相会し今後の社則並びに届出方等御相談仕度候に付、有志の方々ハ来る九日午後三時より御出席あらんことを乞ふ。

四月

嚶鳴社幹事

嚶鳴社諸君

それぞれの社則変更についての検討のために北辰社は三楽社に、嚶鳴社は万八樓に社員を召集したのである。嚶鳴社はさらに同月二十四日に、変更した社則の「届出方の儀に付、御相談仕度候」として同日再度万八樓への参集を求める通知を同新聞に掲載している。五月八日付『朝野新聞』雑報欄の次の記事はこの集会の結果を知らせるものであろう。

先般、集会條例が発令になりしに付、嚶鳴社の演説会へ都合により暫し休会になり居しが、今度改めて東京演説会と称し明九日浅草井生村樓に於て政談演述会を催し、沼間、肥塚、青木、細川の諸君が出席され、弊社の草間も出掛け升。

嚶鳴社とは別組織として東京演説会を発足させ政談演述会（政談演説会）を開催するというのである。出席者は沼間守一、肥塚龍、青木匡、細川瀏であった。

四月十四日付『郵便報知新聞』の雑報欄には、「今度集会條例を設けられしに付き、向後のことを打合せため講談会社にては昨日社員が会合したり」という記事が見える。翌十五日の告知欄に、

講談会社告知

本社都合有之、当分之内講談之儀中止候間、此段衆社員に報道す。

四月。講談会社幹事。

附言、第三期の社費を納めたる諸君ハ本月中に報知社支店へ御来臨被下候得バ証票と引換に返金すべし。とあって、その会合の結果が通告されている。講談会社は⁽⁵⁾その主催する演説会を当分の間中止し前納会費の返還をするというのである。

さらに共存同衆の講談会についても同月十四日付の『郵便報知新聞』告知欄に次のような記事があつて、専ら学問上の事項を講談し政治に関する事項を講説しない講談会としての活動の継続を通告している。

四月十四日講談会（切符は無料にて衆館と神田雉子町巖々堂とに於て渡す）

天体説、馬場辰猪君○偽制論、山下雄太郎君○学者の弁、増島六一良君○論題未定、田口卯吉君付り。共存同衆第二年会紀事報道、小野梓君

付言。本衆は自今専ら学問上の事項を講談し、政治に関する事項を講説するを為ざれば、今之を付言し

て聴者に便す。

日吉町 共存同衆幹事

北辰社は社則を変更し、嚶鳴社は政談演説のための別組織を結成し、講談会社は当分の間演説会を中止し、共存同衆は学問上の事項に限定した演説会を行うとの宣言をしている。それぞれに対応が異なるが、各結社の條例への姿勢が示されたのである。

こうしたいわば一般の演説結社の他にも、慶應義塾という教育機関の内部に存在した三田演説会などの組織にとっても集会條例への対応は避けられないものであった。同じく四月十日および二十二日付『郵便報知新聞』を見ると集会條例発令の四月中に二回の広告掲載がある。

都合有之本日の老回ハ休会致候事。

四月十日

三田演説会幹事

差支有之来る二十四日ハ休会致候間、此段広告す。

四月廿二日

三田二丁目二番地

三田演説会幹事

三田演説会の定例の開催は月二回土曜日であったが、四月の両会を休会したのである。このことについては『三田演説日記』にも「四月中ハ種々事情アリテ休会」と記録されている。再開第一回は五月九日（日曜日）であった。五月八日付の『郵便報知新聞』には「定日ハ今土曜日に候処、都合有之此回限り翌日曜即ち九日午後二

時よりとす。」との告知記事があり、「読書ノ説・渡辺脩、移住之説・中村英吉、同行伊勢参宮ハ全く無益歟・長岡兼次郎、貧民自立之説（前会ノ続キ）・福澤諭吉」として演説者と演題の予告がなされている。『三田演説日記』には新聞の予告者の他に「反動之説 ニウトン氏第四則」の演題で林欽亮の名が見える。また「少々風模様ナレトモ天気ハ快晴ナリ。頗ル暖ヲ覚ユ。当日ハ集会條例之故歟、又ハ会日ノ異ナルニ由リシ歟、聴客ハ極テ少々ナリキ。」と当日の状況が記録されている。⁽⁷⁾

再開第二回は定例の土曜日に復して五月二十二日に行われており、同じく『三田演説日記』には「早天ヨリノ降雨ニテ、聴客甚寒々タリシガ会ノ半頃ヨリ大分来レリ。福澤氏ハ函根湯治中ニテ不在⁽⁸⁾」と記されている。

六月は十二日、二十六日の両日に開催され、後者の演説会（第百五十二回）については、『三田演説日記』に「此日ハ三月二十七日即第八十四回以来ノ聴客ニシテ、四百数十名頗ル賑カナリ。」とある。同じく『三田演説日記』によれば二月十四日の演説会について「聴客満堂⁽¹⁰⁾」、同二十八日について「聴衆満堂⁽¹¹⁾」と記されており、再開二か月にして、集会條例以前のこうした状態を回復したのである。

六月二十六日の演説会については、『郵便報知新聞』の告知欄（六月二十五日付）に「三田演説会。来る廿六日午後二時ヨリ。但シ政談ニアラス。」とあり、同日の府下雑報欄にも「三田の演説会を間々政談演説と誤認する人もある由なるが、本日の告知にもある通り全く性質を異にするものなり。」という記事がある。ことさらに政談演説会ではないことを強調しているところが興味深い。

集会條例以前の三回の演説会の演説者と演題を列挙してみると次の通りである。

二月二十八日

高島小金次

压制論

渡辺 脩

国力平均之説

犬養 毅

大岡越前之守論

長岡兼次郎

紙幣論

門野幾之進

教育之中心

中村 英吉

小国維持法

佐田 介石

富国三法

福澤 諭吉

漢学之説

三月十三日

渡辺 脩

風俗改良ノ変則法

波多野承五郎

論国会論

犬養 毅

擊劍之説

雨山 達也

政談之自由

森下 岩楠

銀行ノ危機

中村 英吉

舶来品拒絶之弁

三月二十七日

益田 英次

政制之説

中村 英吉

舶来品拒絶之弁

坂田 実

殖民論

渡辺 脩

压制ト卑屈ノ關係

波多野承五郎

日本国憲論

福澤 諭吉

貧民自立之説

また前掲の再開第一回に続く三回の演説会の演説者と演題を列挙してみると次の通りとなる。⁽¹²⁾

五月二十二日

中村 英吉

荣誉論

波多野承五郎

社会ノ压制

高島小金次

人種論

林 欽亮

惰力

渡辺 脩

夢之説

浜野定四郎

人口蕃殖論

六月十二日

間野 遺乘

習慣猶自然

長岡兼次郎

農商孰レカ光

中村 英吉

近來学問ノ品格落タルニ非サル乎

波多野承五郎

新聞屋論

福澤 諭吉

保険之説

六月二十六日 渡辺 脩 進歩之説 鎌田 栄吉 自尊之説

後藤 直彦 世人ハ農ヲ誤認セザル乎

中村 英吉 休息ノ説 福澤 諭吉 運輸交通ノ説

それぞれが具体的にどのような論説であったのかは演説内容の記録が残らず不明ではあるが、集会條例以前の論題にいわゆる政談としての展開が想定されるものが多いのに対して、以後にはそれがほとんど見られないのは確かなことであろう。前掲の新聞記事にみるように、三田政談会は慶應義塾の社中にて「集会條例に抵触せざる人々」により、「集会條例を遵奉して」公然政談演説を為す組織として結成されたという。條例への対応として先に記した嚶鳴社が別組織として東京演説会を置いたと同様に、慶應義塾の関係者がその適用を受けるグループとして学外に「三田政談会」を設立し、一方、「三田演説会」は政治に関する事項の講談論議に関わらない組織として引き続き学内に存続させるといふ対処をしたのである。

「集会條例を遵奉して」という表現はこの頃のいわば定型表現であったようである。『東京横浜毎日新聞』の十三年五月八日付の記事にも、

愛国社にては集会條例を遵奉し、先頃結社の届書を大坂府警察署へ差出せしに、その社則に付逐条質疑ありて受理されたるよしなれば、不日認可相成るべしと云ふ。

とある。「遵奉」は文字通り守る、従うの意であろうが、とりわけ前述の用例が『朝野新聞』に掲載された「三田政談会」の演説会開催告知であることからすると、「遵奉」するということの言外に條例を発令した政府への

抗議ないしは皮肉といった意味合いが込められているようにも思えるところである。

この年の七月十七日に慶應義塾内で開かれた議事演習会で、議案として提出された憲法案の審議の過程に出席者の次のような発言の記録が残されている。

本員ハ此議案ヲ廢毀セントス。蓋シ以アリ側ニ聞ク政府我カ塾内ニ謀者ヲ置クト。果シテ然ラハ幾分ノ遠慮ナクンハアラス。且ツ近頃集會條例ヲ發シテ諸書生ノ政談ヲ禁セリ。而ルニ今如此キ議案ヲ討議セハ其謀者必ラス之ヲ官ニ告ケン。然ラハ官之ヲ默許ス可キ乎。恐ル可シ、更ニ一層ノ酷法ヲ出シテ我レノノ茲ニ会スル能ハサルニ至ランコト。一時ノ為メニ他日永久ノ妨碍ヲ招ク、有志丈夫ノ取ラサル所ナリ。此ヲ以テ此レヲ廢毀セント欲スル所以ナリ。⁽¹³⁾

集會條例の公布と施行が単なる絵空事ではなく有形無形の多くの影響を生みだしたことが窺えるところである。慶應義塾内の塾監局におかれ、教員や塾生がその見聞雑事を自由に書き込んだ『道聴途説』と題するノートがある。この年の五月八日の項に、

波多野承五郎、本多孫四郎等之諸君は政談大演説会を浅草井生村楼ニ開き候処、此日天氣晴朗和暖、聴衆雲ノ如ク集群シ諸氏ノ雄弁ヲ振ハレタルニハ皆々感セサルモノトテハ無リケリトゾ。⁽¹⁴⁾

と記されている。執筆者は不明であるが、集會條例の公布によって、在野の自由な言論の展開が屈折せざるを得ないなかで、期待を込めて三田政談会による第一回の集會の様子が記録されたのである。

三二

三田政談会について具体的に知る事の出来る資料は必ずしも多くない。今のところ『郵便報知新聞』などの新聞資料にはほぼ限られる。関係者の記録・証言なども殆ど残されていないようである。三田政談会の名称についても確認出来ているのは前節に示した『朝野新聞』の広告記事一件のみであるが、『郵便報知新聞』にみる次の二件の記事もこの三田政談会による演説会であると思われる。

政談演説会

来る十九日午後二時より、浅草井生村楼に於て発会す。(但し、切符ハ当日同処に於て売渡す。)

演説者姓名○永井好信○林欽亮○岡崎亀雄○波多野承五郎○藤田茂吉

(六月十八日付告知欄)

○一昨日、井生村楼にて政談演説会社が催ふせし講義ハ(我国人民ノ知識氣力ノ発達ヲ謀ラザルベカラス)永井好信君、(紙幣下落救済策 岡崎亀雄君、(国会開設ハ廟堂諸子ニ害アラサル論) 林欽亮君、(御用新聞論) 波多野承五郎君、又弊社の藤田君も出席して(政党論)を述べましたが聴衆ハ凡そ三百人程なりしと。

(六月二十一日付府下雜報欄)

演説者五名のうち三名(林、岡崎、波多野)が五月八日の第一回の演説者に重なっている。永井、藤田も慶應

義塾関係者である。雑報欄の記事に「政談演説会社」とあるが、井生村楼を会場とし「政談演説会」として開催を通知していることも合わせて考慮して、三田政談会による第二回の演説会が六月十九日に開催されたとみてよいと考えられる。

続いて同じく『郵便報知新聞』に第三回目の演説会に関するものと考えられる次の四件の記事がある。

於両國中村楼。来る七月四日（日曜）午後一時ヨリ開会。演説・討論政談会。

但シ、切符ハ七月一日午後二時ヨリ、通老丁目丸善○新橋竹川町桜水舎○報知社支店并ニ当日同所ニ於テ
売渡ス。

演説者姓名○岡崎亀雄○林欽亮○高木喜一郎○猪飼麻次郎○波多野承五郎○箕浦勝人○犬養毅○永井好信○
藤田茂吉○馬場辰猪

（七月一日付告知欄）

来る七月四日（日曜日）、江東中村楼に於て府下の学士が十名斗りにて演説を催し、其演説の終りたる後ち、国会開設論者と非国会開設論者と左右に立分れ充分に其利非ひを討論せし後ち、聴衆に就て其可否決を取る
と云ふ委細ハ本日ノ広告を御覽あれ。

（七月一日付府下雑報欄）

○兼ねて諸新聞の広告に見へたる如く、一昨四日ハ中村楼にて府下の学士輩と共に弊社の藤田、箕浦が演説
討論の会を開きたるに、正午頃より聴衆陸続押かけ来たり二時頃までに千二百余人に及び、切符売切の札を
掲げて聴衆を謝絶せしかども、同楼の門前ハ人の山をなし喧しきに堪へざるほどなりし。楼上ハ実に立錐の

地なく論者の声満堂に徹し難くて、聴衆に不平を生じたりしより中途にて論者の席を中央に移せしほどなり。演説畢りて、国会論、非国会論者が左右に分かれ数回の討論の末、国会を非とするお方へ手をあげられよと請求したるに、座中只一人帽を振りし者あり。是れ一個のシレ者なり。右畢つて午後六時半頃会場を散じたり。

(七月六日付府下雜報欄)

政談社広告

去る四日於両國中村樓演説討論会相催候節、切符売切にて門前非常の雜沓を生せしより空く御帰宅相成候諸君の内、切符御持参の御方も多く有之由奉謝候。右の切符ハ次会に御持参相成候て不苦候。但し次会ハ時日を定め逐て広告すへし。

幹事 岡崎 龜雄

林 欽亮

(七月七日付告知欄)

この七月四日の演説討論会は前二回とは違つて中村樓を会場としている。切符の配布場所は前回と同じ「桜水舎」の他に「丸善」「報知社支店」が加えられている。入場の叶わなかつた者があつたほどの多数の聴衆を集めて開催されたのであるが、これら四件の記事のうち、いくつかの点に注目したい。

まず、七月七日付告知欄に見るように演説会当日の混乱の謝罪広告が「政談社」と幹事「岡崎、林」の名で掲載されていることである。また演説予定者が前二回に続く、岡崎、林、波多野、永井、藤田の他に高木、猪飼、

箕浦、犬養、馬場と多くの新しいメンバーの加わったことが際立った特色である。新しい参加者も馬場辰猪をはじめ、いづれも慶應義塾関係者である。また七月六日付府下雑報欄にみるように「府下の学士輩」と共に「弊社の藤田、箕浦」が加わって演説討論の会を開くと報道されている。この演説会が慶應義塾という学塾に関わる人々によるものであるところに、通例の演説会とは異なる特色があるとみなされていたようである。

「政談社」の名は資料的にはこれが初出であるが、さらに主催者として次の八月十六日の政談演説会にも引継がれている。この名が当初よりあったのか、また「三田政談会」と併用されていたのであろうか。前掲の六月二十一日付雑報欄に「政談演説会社」という表現のあることは、「政談社」と称した場合が早くからあったのではないかと推測させるところである。また「三田政談会」から「政談社」へと組織的な充実や変更のことなどがあった名称変更があったのかとも考えられる。いずれにしても、今のところ、この点を明らかにすることの出来る手掛かりとなる明確な資料を見出せないが、「三田政談会」と「政談社」は同根のものであり、後述の雑誌『政談』の刊行計画が生れるような機運を背景として、それによって「三田政談会」から「政談社」へと組織の確立があったと考えるとよいと思われる。

次に七月一日付告知欄の用字のことである。冒頭にある「於両國中村楼」および「演説・討論政談会」は三号活字で組まれている。その他の本文が六号であるのでかなり目立つ組み方となっている。また「演説・討論」は「政談会」の上に分かち書きのかたちで右側に「演説」、左側に「討論」と置きいずれも三号であるので、これもやや目を引く組み方である。演説会であると同時に討論会も行うことを特に強調しようとしたものと思われる。あまりに聴衆が多かったために弁士の声が場内に行き渡らず、途中から演壇を中央に移すなどして演説会を終え、続いて国会是非をめぐっての討論が行われたのであった。この討論会のことについては七月一日および六日付の

雑報欄でも触れられているが、さらに『東京横浜毎日新聞』にも次のような記事が見られる。

○報知社の藤田茂吉君を初め、其他府下の学士拾名計りには、来る四日両国中村楼に於て政談演説を開かるゝよし、且つ演説の済みし上は演説者両側に分かれ、一問題に就いて互に討論し、聴衆に請ふて其可否を決すると云ふ。

(七月一日付雑報欄)

○報知社の藤田、箕浦の諸君が先達にて、中村楼にて催さるゝ討論会ハ會員を源平両側に分ち是非国会との議論のよし報知新聞に記しあるが、如何に演劇の敵役かたや同様なればとて、仮初めにも学者論士が公衆の真唯中に於て国是を議するに当り、其持論を矯め、国会を是としながら当り役とか当り闖とかにて仕方なしと役者のようにますし(すまし)込み、枉げて国会を非とする方に座位を占る訳はあるまじ。夫共に、又た此中にハ真に国会を非とする者もあるにやと、書生らしき人が両国橋の上にての立話し。(七月三日付雑報欄)

七月三日付の記事ではとくに国会開設の是非について、いわゆるディベートに類する討論が行われようとする事についての前評判が取りあげられている。前掲の引用に見るように『郵便報知新聞』の記事に「源平」の用語はないが、「敵役云々」として論題の是非の振り分けを芝居の配役になぞらえたこととともに、新しい弁論の方法を説明するための巧みな用語選択であったといつてよいだろう。当時の読者にとっておそらくは身近な極めて分かりやすい例示であったと思われる。ただ、「当り役とか当り闖とかにて仕方なし」であったとすれば、ディベート本来の議論は成立しない。討論の参加者たちの多くは持論として国会開設「是」の立場であつて、「非」の役を演じ切れなかつたのではないか。聴衆の多くもおそらくは「是」であつた。前掲七月六日付雑報欄

の記事にみるように、討論終了後に国会を「非」とする意志表示をした聴衆はただ一人の「シレ者」であったという。討論の内容そのものは上首尾とはならなかったのではなからうか。

『三田演説会規則』⁽¹⁵⁾を見ると、与えられた課題について賛否の討論を闘わせる「弁論会」（討論会）の持ち方三種についての規定がある。第一は鬪引きにより賛否の立場を決定して論ずるもの、第二には自己の持論に従って賛否二組に分かれて論ずるもの、第三は賛否を区分せず全体で論議を尽くすものである。三田演説会では、明治七年六月二十七日の発会以来初期にあっては、むしろ討論会の実施を重視して運営されようとしていた。しかし、この試みは必ずしも定着せず、明治九年四月八日の第八十一回以後の演説会では、弁論会（討論会）は全く行われずに登壇者個々の演説のみになっている。

しかし明治十三年三月、折柄の国会開設論の勃興の機運もあいまって、慶應義塾内に三田演説会とは別個に「議事演習会（会議講習会）」が始められている。福澤諭吉をはじめとする慶應義塾の先進者から塾生までを含む全塾的な規模で行われたもので、模擬国会の運営によって議事討論の実際を学ぼうとしたのである。福澤諭吉による「慶應義塾会議講習会規則」の冒頭には次のように記されている。

門閥独断の風止て会議公論興る、自然の勢なり。今後我日本に於て、事大小の差なく、又官私の区別なく、一切万事会議公論を以て成る、固より疑を容れず。今日我輩立身の方角は人々の好尚に由る可しとは雖も、何等の点に向ふも必ず会議公論中の一名たる可き、亦自然の勢にして明に前知す可き所なり。然ば即ち今に在て其会議公論の方法を研究するは万止む可からざるの急務なり。本塾元來演説の会ありと雖も、未だ会議の方法を講習するに及ばず。遺憾と云ふ可し。依て我輩同志相謀て其規則の草案を作ること左の如し。社中

の諸君、之に同意して事を共にすることあらば幸甚。⁽¹⁶⁾

「本塾元來演説の会ありと雖も、未だ会議の方法を講習するに及ばず」という。すでに『會議弁』の刊行のことがあり、前述のように、初期の三田演説会が弁論会（討論会）の実施を専らとしていた事実が忘れられているかのような記述はいささか解せないが、議事演習会は三田演説会に途絶えた討論会が、折柄の国会開設論の勃興の機運もあいまって、より実際的なたちで復活したともみられるものである。

議事演習会は、現存の記録（『議事演習会 二』）では明治十四年三月の集会までが確認出来る。それらの記録によれば、憲法案の審議等が熱心に実施されており、また出席者には、議長として藤野善蔵、門野幾之進、三好義直、渡辺脩、鎌田栄吉、福澤諭吉、阿部泰蔵、また政府委員に犬養毅、林欽亮、高島小金治などの名がみえる。⁽¹⁷⁾ 政談社（三田政談会）による討論会の開催はこうした慶應義塾内での議事演習会などの実践の成果をより多くの聴衆に問うものとなつたはずである。

ところで、馬場辰猪に明治十三年の日記がのこされている。通年の記録ではなく、七、八、十二月のそれぞれ数日分である。七月分としては、次にみるように二、三、四日と、八、十日の記録がある。明治十三年の日記の原本は『馬場辰猪全集』の解題⁽¹⁸⁾によれば七、八、十二月の一部と金銭出納欄の一部を残して引きちぎられているといひ、以下に見るように馬場の中村楼における演説のことが伝えられたのは全く偶然のことであつた。⁽¹⁹⁾

2 Friday

午後五時ヨリ福澤ニ至ルヲ約ス

3 Saturday

松平君ト精養軒エ行クヲ約ス／今日松平忠敬君法律ノ講義ヲ依頼ニ付キ承諾ス／明日ハ中村樓ニ而政談ヲ為スナリ、論題ヲ理財ト外交ハ動モスレバ政府ヲシテ困難ニ陥ラシムル／I hope to give some impression but I am afraid not. We shall see tomorrow.

4 Sunday

I made my speech but as to the impression, I think the younger audience received some impression. But the elder hearer generally dose not quite agree. Such is a general result which I can see but we shall hear something afterwards.

「理財ト外交ハ動モスレバ政府ヲシテ困難ニ陥ラシムル」という論題を掲げた馬場の演説は若い聴衆にはある程度の感銘を与えたものの、年輩者には賛同を得られなかったという。同月十日の嚶鳴社の演説会にあっては「競争論」を論じ「スコシ インプ「レ」シ ヨンヲ生ジタルコトト信ズルナリ。」とあって、何事かを伝えたい馬場の熱意と聴衆の理解とが必ずしも一致しないもどかしさがあったように思われる。七月二日に「福澤ニ至ル」を約束したという。四日の政談会の演説会に関わることがあったのか、用件を知りたいところであるが具体的な記述はない。

四

前節に記したように八月十六日の政談演説会も「政談社」の名で通知されている。「三田政談会」の名によるものから通算して第四回目の演説会となる。同日付の『郵便報知新聞』告知欄には演説会開催のことが次のように記されている。

政談演説会

来ル十六日（月曜日）午後三時ヨリ、浅草井生村楼ニ於テ開会ス。但、聴講諸君エ政談新紙一部ツ、開業ノ印トシテ進呈可致事。切符ハ当日同所ニ於テ売渡ス。

演説者姓名○岡崎亀雄○本多孫四郎○門野幾之進○林欽亮○高島小金治○大石正巳○鎌田栄吉

南鍋町老丁目老番地

政談社幹事

折柄、政談社より創刊された週刊新聞『政談』（『中立正党政談』）の第一号を参会者に配布するという。『政談』の創刊については同日付『郵便報知新聞』雑報欄にも「予て評判のありし如く、京橋区南鍋町一丁目の政談社より、毎日曜日に刊行する政談といふ新聞の第一号が昨日発兌になりたり。」と記されている。また、告知欄にも「政談初号発兌。社説二題（我政談社ハ不偏正党ナルヲ記憶セヨ○国家多事）○雑報数件○評論三題（商法講習所々長ハ千里眼ヲ有スルカ○九州某公ハ果シテ陰謀アリヤ○憲法ノ制定）○外報数件○論説○有名ナル仏国

政事家ミラボーノ伝。南鍋町老丁目壱番地。政談社。」として内容のあらましが紹介されている。

八月十五日付『朝野新聞』にも十六日の政談演説会については同文の告知が掲載されているが、演説者の記載の仕方について次にみるように若干の違いがある。

演説者姓名○客員間野幾之進○鎌田栄吉○大石正巳○田中精一○社員岡崎亀雄○林欽亮○本多孫四郎○高島小金治

間野幾之進は門野幾之進の誤記と見てよい。『郵便報知新聞』には記載のなかった田中精一の名がある。また注意すべきは「客員」と「社員」の別があることである。ただこの場合門野、岡崎以下に区別の表示がないのであるが、一応、門野、鎌田、大石、田中が客員であり、岡崎、林、本多、高島が社員であるとみておきたい。門野、鎌田、大石、田中の名が新たに加わっている。大石を除く三名はいずれも慶應義塾出身者である。全四回の演説会の演説予定者十六名のうち大石のみが慶應義塾出身者でないということや異色の存在ということになるが、一方では明治十三年一月二十五日の第四百四十四回三田演説会には「外員」として「卑屈之説」の論題で登場している事実がある。三田演説会で慶應義塾に直接の関わりを持たない人物が演説をしている事例はごくわずかである。大石と慶應義塾系人脈との関係を知りたいところである。一つの可能性として、土佐出身、立志社メンバーとして、馬場辰猪あたりを介しての参加であるとの想定が出来そうであるが今のところ史料的な裏付けは見出せない。

東京都公文書館所蔵の『東京府勸業課回議録』²¹に政談社の次のような結社届が記録されている。

結社御届

政談社

右者、今般私共申合セ京橋区南鍋町巷丁目一番地へ設立致、別紙社則之事業相営候ニ付社則相添此段御届仕候也。

芝区松本町四十五番地 東京府士族

政談社主波多野承五郎代理

芝区三田巷丁目六番地 三重県平民

岡崎 亀雄 (印)

八月十九日

京橋区

区長 江塚 庸謹殿

社則

- 第一 本社ハ毎週巻回政談ヲ刊行シ、政事ニ関スル論説記事ヲ編集スルヲ目的とする事
- 第二 社中協議ヲ以テ社長、編輯長各一人ヲ置ク事
- 第三 社長ハ社中一切ノ事務ヲ綜理シ入社、退社ヲ掌ル事
- 第四 編輯長ハ社長ノ命ヲ受ケ編集一切ノ事務ヲ掌ル事
- 第五 社員ハ社長ノ命ヲ受ケ各受持ノ事務ヲ掌ル事

以上

九月二日付で京橋区長より八月分の結社届として東京府勸業課へ送付された書類である。おなじく同区加賀町に設立された、大養毅を編集責任者として『東海経済新報』を創刊した「東海社」の結社届とともに綴込まれている。同課では政談社について「政事ニ関スル論説ヲ主眼トシテ刊行」するとあり、これは「八年太政官第百十一号」（新聞紙條例）によって「其筋准允ノ順序ヲ経」ているかとの照会を京橋区に対して行っている。同月二十六日付で京橋区より「其筋允許相成候」との回答がある。内務省への届出と許可を確認したものとと思われる。

社長波多野、同代理岡崎として届けられている。社長波多野のほか先に記した八月十五日付『朝野新聞』の広告に記載された社員岡崎以下の林、本多、高島合わせた五名はそのまま五月八日の三田政談会による政談演説会発会の時のメンバーとなる。

国会図書館憲政資料室所蔵の『明治十三年十二月調 演説会結社人名』⁽²²⁾（資料一）参照）という表題のある史料がある。尾佐竹猛氏の採訪史料で昭和十八年十月にペン書きで筆写されたものである。「三田政談社」「嚶鳴社」「北辰社」「忠愛社」各社員の氏名、住所、族籍を記載したものである。三田政談社は三田政談会ないし政談社と見てよい。先にふれたように、管見の限りでは三田政談会の名があらわれる資料は『朝野新聞』の告知記事一件のみである。明治十三年八月の京橋区長への結社届では政談社である。一方、三田政談社の名称も後年の筆写史料としてのこの憲政資料室所蔵史料のみに見えるところで、三田政談会ないしは政談社が本来の名称であったと考えられる。この筆写史料には二百十二名の名が収録されているが、重複記載が二名ある。さらに重複記載と思われるもの二名があって、これを考慮すると計二百八名のうち「三田政談社」と明記されているのは、高島林、岡崎、本多、波多野のほか藤田茂吉の六名である。先の『朝野新聞』の告知記事に見える社員、客員の範囲の確定についてはなお他に資料を得て後考を待たねばならないだろう。他の結社について付言すれば「嚶鳴社」

九十四名、「北辰社」八名、「忠愛社」一名である。残る九十九名については所属結社名の記入がないが、その大部分が当時の慶應義塾の学生、卒業生その他の慶應義塾関係者であり、きわだった特色となっている。

第一表および第二表は三田政談会および政談社による前後四回の演説会とそれぞれの演説予定者名を『郵便報知新聞』の関係記事を典拠として表示したものである。八月十六日の政談演説会以後、演説会の開催主体としての「三田政談会」または「政談社」の名は『郵便報知新聞』など諸新聞の関係記事には現われなくなっているが、さらに九月以後の十か月足らずの間に井生村楼または共存同衆館を会場として開催された、波多野承五郎や馬場辰猪などの関わった「政談演説討論会」についても同様にそれぞれの演説会の演説予定者名をあわせて表示している。「政談演説討論会」の名称は「政談討論演説会」などともあつて固定せず揺れがある。また、この演説会についての諸新聞の関係記事には先の政談社のような開催主体名はみられない。表中のそれぞれの演説会開催日に○印あるいは◎印のある者が、当日の演説予定者であることを示す。また、◎印は慶應義塾出身者であることも示している。それぞれの氏名のあとに「コ」とあるのは、後に国友会に、また「メ」とあるのは明治政談演説会に参加したメンバーである。国友会は明治十四年四月に結成され、同年十月の自由党結成時の有力な構成要素となる組織である。明治政談演説会は同年二月に始まった慶應義塾系の演説会組織で、ここに参加した人々のうちから並行して経世社（十四年四月創設）、豈好同盟（同年七月創設）を組織するグループが生れている。さらに豈好同盟を核として、東洋議政会が翌十五年二月に結成されている。東洋議政会は同年五月の立憲改進黨を結成する有力組織の一つとなるものである。²³

第一表を通覧すると、三田政談会および政談社による四回の演説会の参加者のうち国友会への参加者は波多野、本多の二名のみで、多くが明治政談演説会へ参加していること、そしてそれに続く政談演説討論会が国友会に連

第1表 三田政談会・政談社演説会／政談演説討論会一覧

	明治13年 月/日												明治14年 月/日											
	5	6	7	8	9	9	10	10	11	11	12	1	1	2	2	3	3	3	4	5				
	8	19	4	16	12	25	10	23	13	27	26	9	30	11	19	12	13	27	9	29				
	政演	政演	討論政	政演	政演	政演討	政演討	演討政	政演討	政演討	政演討	政演討	政演討	政演討	政演討	政演討	政演討	政演討	討論政	政演討	討論政			
井	井	中	井	共	共	井	井	井	共	共	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井				
岡崎 龜雄	○	○	○	○																				
高島 小金治	△	△	△	△				○			○													
本多 孫四郎	○	○	○	○															○	○				
波多野 承五郎	○	○	○	○		○		○				○	○	○	○	○	○		○	○				
林 欽亮	○																							
永井 好信	○	○	○	○																				
藤田 茂吉	△	△	△	△																				
高木 喜一郎	△	△	△	△																				
猪飼 麻次郎	△	△	△	△																				
箕浦 勝人	△	△	△	△																				
犬養 毅	△	△	△	△				○																
馬場 辰猪	△	△	△	△		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				
門野 幾之進	△	△	△	△		○		○																
大石 正巳	△	△	△	△		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○				
鎌田 栄吉	△	△	△	△																				
田中 精一	△	△	△	△					○															
元田 直						○	○																	
奥宮 健之					○	○	○	○		*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
田口 勿吉	△	△	△	△								○	○	○	○	○	○	○	○	○				
佐伯 剛平	△	△	△	△								○	○	○	○	○	○	○	○	○				
西村 玄道	△	△	△	△		○		○	○	○				○					○	○				
田中 常德								○	○	○														
竹内 正志								○	○	○				○										
森下 岩楠	△	△	△	△				○	○	○						○								
南摩 昇次郎								○	○	○				○										
江口 高達								○	○	○														
武藤 常德								○	○	○		○	○	○										
未広 重恭								○	○	○		○	○	○										
原 猪作								○	○	○		○	○	○										
奥之宮 健三 ¹⁾								○	○	○	*	○	○	○										
奥宮 徳之進													○											
小島 小金次																								
津田 興二	△	△	△	△										○										
浅野 乾	△	△	△	△											○	○	○	○	○	○				
高橋 基一	△	△	△	△											○	○	○	○	○	○				
門田 正経	△	△	△	△														*	○	○				
町田 正経 ²⁾	△	△	△	△														*	○	○				
堀口 昇	△	△	△	△																○				
鈴木 券太郎	△	△	△	△																○				

1) 奥宮 健之カ 政演：政談演説会 井：井生村楼 ○：慶應義塾出身者
 2) 門田 正経カ 演討政：演説討論政談会 中：中村楼 ○：その他
 政演討：政談演説討論会 共：共存同業館 △：明治政談演説会
 討演：討論演説会 △：国友会

第2表 三田政談会・政談社・政談演説討論会演説者一覧

	氏名	出身地	入学		卒業年月
			年月日	年齢	
I	岡崎 亀雄	久居県伊勢	5. 2. 18	18.	23. 特
	高島 小金治	熊谷県群馬郡前橋町	7. 6. 11.	12. 2	12. 7.
	本多 孫四郎	島原県	4. 9. 13.	15.	
	波多野 承五郎	木更津県	5. 3. 18.	15.	7. 12.
	林 欽亮	山口県20大区3小区	10. 7.	19. 11.	12. 4.
	永井 好信	東京府	7. 11. 21.	13. 7.	12. 4.
	藤田 茂吉	佐伯県	4. 11. 3.	19.	7. 12.
	高木 喜一郎	中津	2. 11. 9.	19.	卒
	猪飼 麻次郎	中津	4. 4. 25.	18.	卒
	箕浦 勝人	大分県	4. 12. 7.	18.	7. 12.
	犬養 毅	岡山県賀陽郡真金村	3. 3. 6.	20. 5	
	馬場 辰猪	松平土佐守内	ヶ2. 5. 28.		卒
	門野 幾之進	志州島羽	2. 4. 17.	14.	
鎌田 栄吉	和歌山県	7. 4. 27.	16. 6.	8. 4.	
田中 精一	新潟県	8. 12. 24.	18. 8.	7. 7.	
II	西村 玄道	東京府荏原郡世田谷村	11. 2. 14.	23.	
	田中 常德	京都府久世郡第4区	9. 6. 5.		32. 特
	竹内 正志	岡山県	6. 1. 11.	24.	8. 4.
	森下 岩楠	紀州若山	3. 2. 6.	19.	卒
	南摩 昇次郎	小倉県	5. 11. 6.	13.	
	江口 高達	京都			23. 特
	津田 興二	大分			23. 特
	浅野 乾	静岡県	9. 6. 26.	18. 2.	
	高橋 基一	松江藩	4. 7. 8	22.	22.
	門田 正経	愛媛県温泉郡北京町	12. 9. 22.	17. 4.	32. 特
鈴木 券太郎	神奈川県横浜区	12. 4. 7.	15. 7.		
III	大石 正巳				
	元田 直				
	奥宮 健之				
	田口 卯吉				
	佐伯 剛平				
	武藤 常德				
	末広 重恭				
	原 猪作				
奥宮 徳之進					
堀口 昇					
小島 小金次					
	奥之宮健三 ¹⁾				
	町田 正経 ²⁾				

1) 奥宮 健之^カ

2) 門田 正経^カ

I 慶應義塾関係者

II 慶應義塾関係者(13年9月以降参加者)

III その他

なるグループを生み出す母体となつてゐることが読み取れる。なお、明治十三年十一月十三日付の『朝野新聞』の雑報記事に、

有名なる馬場辰猪君が担当して開設さるゝ政談演説討論会の会員は是れまで慶應義塾出の人々計りなりしが、此度申合せを改め弘く世間の雄弁家を招き、俱に演説を為すこととなし、今日も午後一時より浅草井生村樓に於て開設す。出席員ハ馬場、竹内、江口の諸君にて田口卯吉君及び蔽社の末広も出掛けます。

とあつて、一連の政談討論演説会が馬場辰猪を中軸として運営されていたとみなされていたことがわかる。

ここで、三田政談会および政談社による演説会とそれに続く政談討論演説会に関する先行研究についてみておきたい。まず西田長寿氏の『馬場辰猪』⁽²⁴⁾がある。馬場の足跡を実証的に追跡される中で、明治十三年当時、馬場は自らの政治的啓蒙運動の重要な拠点の一つとして政談討論演説会を組織したが、その中心的存在としてその運営に携わり、さらに国友会へと発展させる役割を担つたことが述べられている。ただ、その出発点を七月四日の中村樓に於る演説討論政談会において、政談社の存在については見落とされたのかふれるところがない。次に沢大洋氏『三田政談社及び国友会の結成——馬場辰猪の政治行動を中心として』⁽²⁵⁾がある。政談社による演説会から、一連の政談討論演説会さらに国友会への展開の中に、政談社内部の「三田派（波多野・本多派）」と「馬場派」の対立関係をみて馬場の果たした役割を浮かび上がらせようとするものである。西田氏の研究をふまえてより詳細に検討、分析されたものであるが、次に述べるように二三の疑問点が残る。第一点は、先に記した国立国会図書館憲政資料室所蔵の『明治十三年十二月調 演説会結社人名』に記載された所屬結社名のない九十九名の大半について、それらが慶應義塾関係者であることを確認してそのまま「三田政談社員」とみなされ

ていることである。いささか無理な史料解釈ではなからうか。また、「三田政談社」は「オール慶應義塾OBと学生達の最初の政談演説結社」として順調に発展したと述べられていることである。次節で取りあげた福澤書簡で、政談社についてふれられていることなどからも分かるように、三田政談会ないしは政談社に慶應義塾全体に関わるような組織の実態があったとは考えられない。さらに「オール慶應義塾」の組織であることを前提として明治十四年半ばまでの「政談演説討論会」の実施過程の全般にわたって政談社の内部抗争の存在をみることにやや無理があるのではなからうか。政談社への馬場の参加が波紋を生じ、その意味で内部抗争的な事態が生じたであろうことは想定しうる。しかし、先にもふれたように、関係の新聞記事に、明治十三年九月以後の演説会の開催者として政談社の名はない。またその一方で演説会の実施主体についての明示もないことなどがある。一連の政談討論演説会の開催はすでに組織としての政談社からは離れて実施されたものとみたほうが自然であると考えられる。

五

ここで、三田政談会および政談社による演説会の開催や、機関紙『中立正党政談』刊行などの活動の展開について、福澤諭吉がどのようにみていたかについて検討してみたい。この間に残された福澤書簡がその手掛かりとなる。まず、明治十三年三月十七日付岩井諦宛書簡⁽²⁶⁾がある。

一月十六日の華翰拜見。其前にも毎度御手紙被下候得共、何か多事に取紛、誠に御無音、怠慢の罪御海容

被下候。当地相替事も無之、一月以来、塾にて議事演習の事を始め、大人生百四五十名にて、式の如く議場を開き、討論いたし居候。是は当節柄必要の事と存候。和田の幼稚舎は次第に多人数相成、昨今は普請不致ては不叶勢に御座候。畢竟、世間多事の父兄、其子供を托するが為に便利を覚えたる事ならん。旧冬より諸方の有志者なる者が続々出京、国会開設の願とて中々賑々敷事なり。去年はコレラ、今年は交代して国会年ならん。仙台よりも出たるよし。紀州は児玉仲児の一統出府、浜口儀平も出掛けたり。老生輩は唯々見物いたし候積り、コレラは掛念に候得共、国会の見物は安心なり。若き者は騒ぐがよし。年寄は沈着可然。乍憚松倉君へも宜敷御致意奉願候。右、乍延引貴答申進度、早々如斯御座候。頓首。

三月十七日

福澤 諭吉

岩井 諦様

尚以、時下御自重専一奉存知候。和久君其外諸君之宜敷御伝声奉願候。先達は御地銀行の遠藤敬止君来訪、最早帰県相成候由、御序宜布御致意奉願候。以上。

岩井諦は和歌山県粉河村の出身で明治七年九月に児玉仲児を証人として慶應義塾に入り、同十年七月に卒業した人物である。この頃、宮城日報の記者として仙台にいた。⁽²⁷⁾ 議事演習会に塾生百四五十人が参加したこと、幼稚舎に入学者が増加していること、国会開設請願者が相次いで上京して来ていることなど、福澤周辺と東京の状況を伝えている。また「去年はコレラ、今年は交代して国会年ならん。……コレラは掛念に候得共、国会の見物は安心なり。若き者は騒ぐがよし。年寄は沈着可然。」という福澤一流の表現にはこの年の国会論の沸騰とそれに一定の距離を置きつつなお注視している福澤の姿勢がみえて興味深いところである。この書簡と同日付で田中米

作（明治十一年四月卒業）に宛てた書簡⁽²⁸⁾でも「本年は国会開設の願いとて諸方の有志統々出京、賑々敷事に御座候。去年はコレラ、今年は交代して国会年ならん。併し見物にはコレラよりも国会の方安全にて面白覚候。」と同様の趣旨を述べている。

十三年四月十二日付の大阪在住小野清宛書簡⁽²⁹⁾では集会條例についてふれている。「尚、府下相替儀は先日集会條例発行の一事なり。朝野の論議紛々、面白き事に御座候。御地も同様の事と存候。」という先の岩井、田中に宛てたと同趣旨の述懐である。六月になると江口高寛に宛てた書簡⁽³⁰⁾が残されている。

五月三十日の華翰拝誦。先以海陸無御滞、加世田へ御着の由、欣喜此御事に御座候。当地御親戚中何れも御替無御座、拙宅にても皆々ぶじ、乍憚御放念可被成下候。地方の事情詳に御報知被下、御書面を拝見いたしても想見るべし、異風殊俗の人に接するも亦是一場の学問、追々其交際の深く相成り候に付ては必ず共に語るべき人物も増加いたし候儀に可有之、兎に角に深切を尽くして御辛抱專一の御事に御座候。当地相替義無之、塾の演説会は如旧、又其外に波多野、本多等数名政談を始め、近日は藤田茂吉、馬場辰猪等も其仲間に入るとの事に御座候。

交詢社の阿部泰蔵氏は先日出発、中仙道より京摂に廻り帰郷の積り。途中信州松本杯にては其地交詢社員凡そ十里地方よりの集会、賑々敷事なりしと云ふ。

相模国九郡より国会開設の建白、三万人計の連署、本月初旬書面を奉呈いたし候。其周旋は専ら松本福昌なり。相州の建白者には最も富豪の者多し。他に異なる所なり其御地学校教授の傍には各方へ巡回講義杯は如何。あまり六ヶ敷書を講ずるよりも、当世の著書訳書を分かる様に説明したらば、子弟の教えよりも却て

父兄の心得と為りて、其功能の実は大なる事と被存候。近来段々地方の者へ勧め、或は着手の向も有之よしに御座候。

右貴答旁申述度早々如斯御座候。頓首。

六月十八日

福澤 諭吉

江口 高寛様 梧下

江口高寛は明治六年五月に弟高邦と共に慶應義塾へ入学し、七年七月の高邦に続いて八年四月に卒業している。熊本県の出身である。³¹この頃福澤の幹旋で鹿児島県加世田の学校に着任している。「塾の演説会は如旧」というのは先に述べたように、必ずしも文字通りの「如旧」というのではなく、集会條例に対応したその後の三田演説会のこととみるべきであろう。波多野、本多等の政談社のことについても述べられている。藤田や馬場が「其仲間に入るとの事」というのは社員、客員いずれとしてなのか詳かではないが、先にふれたように、七月四日の第三回目の演説会が多彩な演説者を擁して開催され、演説結社として新たな転換をしようとしている機運を伝えていく。相模九郡の国会開設建白の「書面」の影の執筆者が福澤であったことはよく知られていることである。福澤を核として東京と各地を結んで形成された人脈に関わる諸情報が伝えられているが、一方、「異風殊俗の人に接するも亦是一場の学問、追々其交際の深く相成り候に付ては必ず共に語るべき人物も増加いたし候儀に可有之、兎に角に深切を尽くして御辛抱專一の御事に御座候」として、「学校教授」のかたわらに各方への「巡回講義」の実施を勧め、赴任地での江口の果たすべき役割を示唆している。明治十三年半ばの社会、政治情勢を見据えながら慶應義塾に育ち各地に散った人々への適切な助言に腐心していた福澤の心情がよく現われた書状というべき

だらう。

この書簡と同日付の酒井良明（明治九年七月卒業）宛の書簡にも「塾の演説会は如旧、又其外に近日は波多野、本多等塾外にて演説を始め、中々元氣よろしく候。」と記されている。またこの年のものと推定される八月十二日付の木暮篤太郎（明治二十三年特選塾員）宛書簡でも「当地にても演説は日々盛ん、波多野、高島、其外の壮年の輩、誠に活発に事を為し居候。」と述べている。『政談』（『中立正党政談』）の創刊についてもニューヨーク在住の村井保固（明治十一年十二月卒業）宛の同年九月三日付書簡で「御出發後社中の人と段々實際の事に就き、横浜正金銀行を設立し、又此度は貿易商会、交詢社も中々忙はしく、本多、林、高島の諸氏と政談と申新聞紙を発売し、犬養、豊川、伊藤の諸氏は經濟新報に従事、又社中申合せ、木挽町に會堂を建築せんとて昨今着手いたし居候。近來民権、國權の議論誠に騒々敷候共、論より事實は少し。我社中は民権よりも國權の方遙かに心配なりと申居候事に御座候。」として報告をしている。横浜正金銀行や貿易商会の設立、交詢社の発売、明治會堂の建設等々、慶應義塾社中の人々による「實際の事」に就いた事業の展開について述べ、『政談』の発刊のこともふれている。「本多、林、高島の諸氏と政談と申新聞紙を発売」という表現は、このことについての福澤自身の関わりを窺わせるようにみえる。ただ、この点についてはいわゆる明治十四年の政変に関する秘録として同年十月二十八日付で福澤が書き残した『明治辛巳紀事』⁽³⁵⁾の一節で、

開拓使の一條起りてより、世上血氣の少年は発狂の如くなりて喋々之を論じ、其逆上の体は誠に笑ふ可き様
なれども、人心の勢は留む可らず。慶應義塾の少年輩も、平生は論吉の最も注意する所にして、何事に就て
も先づ黙せよくとて、到底世間の何社何会とは實際の立つ程に區別せんことを念じたれども、開拓使の一

條に至ては何とも制御に難くして留む可らず。譬へば彼の政談雑誌の如し。誠に漫語暴言とも申す可きものなれども、実は平生論吉より雜誌発兌の資金にても授け置きしものならば実物に抛て之を制す可きなれども、曾て其事なし。且他人の世話をするに保護と命令と兩立す可し、之を保護せずして之に命ずるの理なしとは、積年論吉の持論なれば、政談社の壯年輩が何事を論ずるも敢て之を差止るを好まず。唯時に応じ物に触れて其激論の面白からざる旨を論ずに過ぎず。

とあることからすれば事情は明白であつて、政談社と福澤の直接の関係はないとみるべきである。『福澤論吉全集』の本書簡テキストでは「御出發後社中の人々と」について「と」に傍注して「も」とある。書簡原本の誤記ないしは「も」とも読みうるという注記であると思われる。「本多、林、高島の諸氏と」の「と」についても同様に本来「も」と書かれたものと解釈出来るのではなからうか。

当時、兵庫勸業学務課長であつた本山彦一に明治十三年の上京日記が残されている。十一月二十三日条に次のような記事がある。

十一月廿三日。雨。新嘗祭朝車ヲ雇ヒ、南鍋町政談社ニ到ル。大多孫四郎氏ニ逢フ。交詢社ヲ訪フ。社員未ダ出社セズ。名刺ヲ遺シテ帰ル。高木怡藏氏ヲ訪フ。談午後ニ及ブ。同氏ハ久シク眼病ヲ患ヒ、殆ド明ヲ失セントス。近日稍ヤ輕快ニ赴クト云フ。氏ハ勸業局ヲ辞シ、書肆ヲ業トス。午後一時帰寓。本多氏来話。夜波多野氏来話。東京ノ近況ヲ聞ク。氏ハ自己ノ方向、稍ヤ旧時ニ異リシトコロアルヲ語ル。十時後辞シ去ル。

春來政治社会ノ風潮、甚ダシク動搖スルニアラズト雖モ、一般人民間ニ政治ノ思想ヲ生ジ、国会開設ヲ請

願スルモノ続々出京ス。又学者論客ノ中ニモ何トナク政党ニ類スルモノアリテ、方々党派ノ精神ヲ發揮セントシ、義塾ノ朋友中ニモ、年齒ノ差ニヨリテ議論自カラ相合ハズ。波多野、本多ノ諸氏ハ、少年ノ社会ニテ頗ル激論讜議ヲナスモノナリ。政談社ノ如キハ、中立政党ヲ以テ自カラ称シ、本多氏資金ヲ出シ、専ラ周旋尽力シ、波多野、岡崎、林、高島等ノ諸氏亦之ヲ補助ス。而シテ言論往々過激ニ涉リ、政府ノ忌諱ニ触レ、又朋友ノ交情ヲ毀ラントスルモノナキニアラズ。又会計ノ整理セザルモノ等ノコトアリテ、波多野氏モ稍ヤ省悟スルトコロアルヤニ見ユ。余ハ本多、波多野氏ニ向ッテ笑ッテ曰ク、政談ノ過激ナル、可即チ可ナリト雖モ、政談モ亦準備ノ資金ナカルベカラズ、急進ハ望ム所ナレドモ、足許ヲ固メザルベカラズ、呵々。⁽³⁶⁾

本山は嘉永六年、熊本に生れた。箕作秋坪の三又塾に学び、のちに福澤論吉の知遇を得て慶應義塾関係者との交渉も始まった。兵庫県に出仕、のち神戸師範学校長を務め、大阪新報、時事新報など新聞界に転じ、のちに大阪毎日新聞社長となった。慶應義塾評議員、貴族院議員を務めている。たまたま残された明治十三年の上京日記に、当時の全国的な国会開設請願運動の高揚を背景として、慶應義塾関係者の中にも政治指向ないしは党派形成の機運が芽生えていたこと、本多、波多野を核として活動を展開していた政談社の言論が往々にして過激に涉り、その運営上の問題とともにリーダーとしての本多、波多野等とその方向性についての迷いが生じていたらしいことが記録されている。

いずれにせよ、明治十四年後半の事態の展開はしばらく置いて、三田政談会の発足から政談社へと転換し、機関紙『中立正党政談』の刊行を重ねて行く過程はまさに「若き者は騒ぐがよし」という福澤の理解のなかにあった展開であったとみてよいだろう。

三田政談会ないしは政談社によって開催された演説会ではどのような議論があつたのであろうか。

その手掛かりの一つとして、演説会の演題についての予告記事が第三節に示したように一件残されている。それは六月十九日の演説会に関する記事で、「我国民ノ知識氣力ノ発達ヲ謀ラザルベカラス」「紙幣下落救治策」「国会開設ハ廟堂諸子ニ害アラサル論」「御用新聞論」「政党論」という五つの論題が示されている。また七月四日には国会開設の是非をめぐつての討論会が行われていた。これらの演説や討論の具体的な記録は残されていないようであるが、これとは別に同じく七月四日の藤田茂吉の演説の趣旨が『郵便報新聞』の社説として取り上げられている。同月九日、十日両日にわたるもので、「資料二」として本稿末尾に全文を再録した。

「外形論」と題するその社説の要旨はおよそ次の通りである。すなわち、人は赤身裸体にして一物をも身につけずに生れるが、その一身以外のあらゆる形象を「外形」ないしは「外物」という。人は衣食住をはじめとして「外形ノ間ニ侵入シテ造化ノ所有ヲ侵略シ、外物ヲ取りテ己レカ有トスルノ方」がなければ死をまつほかはない。人智大いに進んで「外物ヲ以テ外物ヲ制スルコト甚タ多ク且大」となつたけれども、外物の人を制することの方が大きいのは言うまでもない。ところで一国民の上について外物の関係を見よう。「国風」また「国柄」という言葉がある。これは「一国民ガ其氣候風物ヲ同フシ衣食住居ヲ同フシタル」ところから生れる「一国民ノ風格」を概称した言葉であつて、「外物ノ勢力」が一国民を制するところの広大なることを証明している。国民の大多数は「無学無識無定見」であつて、「心身ヲ拳ケテ外物ニ委ネタルモノ」である。ただ学士論者のごとき

識の者があってこれを制するのだ。例えば、フランス革命の際に全国の人民があたかも潮の涌くがごとくこれに呼応して激動したのは、「ジャコピン党」の指導者に応えたからなのであって、「一人ノ叫声ハ万人ノ喚呼トナリ、万人ノ喚呼ハ全国ノ激動ト」なつたのである。ここに何等かの道理があるわけではない。ただ、「外ニ形ハレタル勢」いによるというべきである。「マキシミヤン」が、また「羅馬帝」が、そして「那勃翁」がよくその地位を得たのは、その長ずる所をもって人を制し得たからなのだ。一度これを制すればその外形の勢力は、また他の外形に「施及」し、「外ヨリ外ニ施及シテ今ハ遂ニ唯其人ノ名ノミニ制セラル、ニ至ル」ことになるのである。

ここで、「戦争」によって外物の勢力について説明してみよう。戦争に最大の勢力を有するものは金銀にほかならない。往時の戦争はいざしらず現今の戦争は「全ク金錢ヲ鬪カワシムルモノ」であつて「兵ノ勝敗ハ寧ロ金ノ多少ニ」関わるものである。例えば、「那勃翁」が「ウオートルロノ敗績ヲ来タシ孤島ニ謫死」したのも英国の兵士を敗ることが出来なかつたからではなく、ひとえに「英国ノ富ニ競ウコト」また「英国ノ金力ヲ圧スルコト」が出来なかつたからなのである。「英国ノ金力」がなければ「欧州諸邦ハ其独立ヲ維持」出来なかつたであらう。しかしその英国の金力は如何にして蓄積されたのか。結局、「英国ノ富ハ製造ノ精力ニ始リ、機械ノ発明ニ盛シニ資本ト勉力ト常ニ相結合シタル成果」によるのである。英国が盛んに軍備を整えて魯国に対し、魯国をして数歩を「退讓」せしめたのは全く「英国ノ金力」あるによる結果である。もし「仏帝地下ニ霊アラハ」必ず「金力敵ノ戦争ナリ」と言うであらう。

ひとり戦争のみではない。「金力敵ノ世ノ中」なのである。外物の勢力の甚大なるものとして金錢の勢力を超えるものはない。金錢は外形中の無上の勢力あるものである。とすると、「政治上ノ事物ハ金力ヲ以テ制ス可カラサルモノ」となるか。そもそも「自由社会」とは金力と智力との自由を許した社会を言うに過ぎない。「圧

制」とは金力と智力とを压制したに過ぎない。故にすでに金力と智力との自由を許し压制を解いた現在の政治社会においては、「外形中無上ノ勢力アル金銭ハ、政事上ニ無上ノ勢力ヲ有スルハ疑ヲ」いれるところではない。将来、「政党ノ如キモノ生出スルアラハ、最モ金力ヲ有スルモノ能ク他ヲ制ス」であろう。既に述べたように「人民ノ大数ハ外形ノ為メニ動ク可モノ」であるとすれば、金力をもつてこれを動かすこと容易なることは論弁をまたない。外物中無上の勢力あつて普く他の外物を制すべき物、即ち金銭の力は必ずよく人間世界を制するものなのである。よつてここに「外形論」を述べる所以であると結んでいる。

藤田の演説は実際にはどのように行われたのであろうか。社説の文章に演説の文体がかなり残されているものとすれば、用語、修辭など必ずしも分かりやすい演説にはならなかつたように思える。また、先に記した六月十日の演説会の演題をみると、多くは文字通りの政談で、現下の政治社会情勢を縦横に論じているようであることからすれば、藤田の「外形論」もこれを前提として何等かの現状批判の弁論や提案があつたのではないかと思われる。しかし社説の文章の限りでは、演説はすでに金力と智力との自由を許し压制を解いた日本の一層の近代化、産業化の進展を必然のものとのみで、いづれ金銭の力が政治、政党、人間世界を制することになるとの現状認識ないしは抽象的な警鐘を鳴らすことのみで終つてゐる。一步進んで訴えようとしたものが何かは必ずしも明確ではない。この点でも分かりにくさを残しているように思われる。しかし、また「環境論」ともいふべき前段から始まつて、「金^{かね}が敵^{かたき}の世の中」をキーワードとしその所以をヨーロッパ諸国の近代史、とりわけ英国産業革命の進展と結び付けて具体的に解く論旨の展開が、中村楼に集つた千人を超えようという聴衆に理解されたとすれば、それは聴衆の視野を大きく広げ清新な印象を残す演説となつたであらうとも思われる。

次に、政談社の機関紙として刊行された『中立正党政談』第一号に掲載された創刊の辞も参考とならう。藤田

の論説と同じく「資料三」として本稿末尾に全文を再録した。

論旨を簡単にみてみよう。政党として「中立正党」の主義を標榜するという。要するに朝野の別なく是々非々の立場を堅持するということである。「中立正党」ならざる「不正偏倚」の政党には四種類があるという。その一は施政上において常に政府を支持する立場、その二は同じく常に政府を批判する立場、その三は常に在朝の人を賞揚し在野の人を侮蔑する立場、その四は在朝の人を侮蔑し在野の人を賞揚する立場である。政党はその本源を私利私怨に発するものではあるがそれに留まってはならない。それは広い国土と多くの人民の要望に応えるものとはならないのであって、私利私怨に代わって国益民利をもって国事にあたらねばならないと考える。従って、第一に自由の治験を主張すること、第二に政府の姿勢について人民の利益の立場から批判すること、第三に在野の民権家の言動についても政府批判と同様の立場から論ずること、第四に人物上についても朝野の別なく公平にその有用無用を論評すること、以上四条を基準として政談の筆鋒を振るうと結んでいる。

創刊号に続いて定期的に刊行された『中立正党政談』は三か月足らずのうちに十号を超えることになる。この間の論説の論題を摘記してみよう。⁽³⁹⁾

(二号) —— 庄制政府ノ覆撤。国会願望者ニ告ク。(三号) —— 滔々タル天下政談ノ世界。藤田組ハ大坂府会議長ニ一万円ヲ贈ル。英国政事家ピットノ略伝。(四号) —— 内政敵ニシテ外政寛ナリ。始メアリ終アルモノハ夫レ相模国会願望者歟。河野敏謙氏ハ真ノ民権家ナルヤ。(五号) —— 憲法ヲシテ直訳者ノ手ニ落シムル勿レ。歎国会請願条例之中止。惟恃ムベキ者ハ夫レ腕力カ。(六号) —— 代議ノ原理ヲ論ス。英王査爾斯第一世ノ伝。(七号) —— 外債起スベシ。姦商政府ヲ窘ム。外交上近來愉快ノ大決断。林子平ノ伝ヲ読

ミ新聞記者ノ禁獄ヲ悲ム。謀反ヲ論ス。(八号)——私草憲法・立法権ノ部。地方警察官ニ告グ。東京府会ノ怪議。(九号)——憲法第二章第一条。外債論第三稿。洋品取引商人ノ条約ハ決シテ義拳ニアラス。誰カ政府ヲ弱シト謂フ。前編輯長ノ宣告ヲ聞テ恐縮ス。自由治体ノ要具。(十号)——政事家蓋ソ人心ノ帰嚮スル所ヲ察セザル。政談ヲ以テ鳴ル者ハ誰ソヤ。(十一号)——圧制者早ク衰フ。開拓使廃止ノ延期。榎坂ニ抜刀スル者ハ何者ゾ。条約改正論第一篇条約改正草案全備。仏国ジャコピン党首領ロベスピエールノ伝。

憲法論、国会論、条約改正論など当面の内外政の諸課題を論じ、そして林子平からビット、ロベスピエールまで、中立不偏とはいうものの政府当局者の側からみれば神経を尖らさざるを得なかつたであろう問題が縦横に取り上げられたのである。例えば『郵便報知新聞』明治十三年十月十八日付雑報欄に、

政談社旧編輯長大川寅次郎氏ハ、政談第七号の寄書欄内に謀反と題したる一篇を掲載したる科を以て、新聞條例第十三条により禁獄一年半申付る処、一罪先に発し既に禁獄一年半罰金百五十円の処断を経るを以て、二罪俱発例に照して其罪を論せずと、一昨日東京裁判所にて申渡さる。

という記事が見える。政談第七号に掲載された「謀反ヲ論ス」という記事が禁獄一年半にあたるとして問題とされたが、処罰が連続するので其罪を論せずとの申渡しを受けたというのである。

また、同年十一月一日付『郵便報知新聞』の告知欄に

毎日曜日発兌。政談。第十二号、三十一日発兌。一枚三錢、一ヶ月十一錢。

政談(憲法)。条約改正論(第二篇)。雜報(数件)。評論三題(高輪秋月榎坂悲風)○内閣大破裂ヲ生ス

○京都府民将ニ人間社会ニ入ラント○論説（魯国ノ存亡）○雜記（ロベスピエーヤノ略伝）。南鍋町一丁目一番地 政談社。

として『中立政談』の刊行広告が掲載されているが、こうした広告記事にも監視の目があった。十一月二日付『郵便報知新聞』雑報欄に次の記事がある。

中立政談第十一号の評論中に、内閣の大破裂と題せる仏国内閣の変更を論せし一篇を載せ、諸新聞の広告へ其論題を掲げし処、昨日警視局より右ハ大に日本の内閣に嫌ひあれバ爾後広告に仏国内閣云々と掲ぐべしと該社へ達せられし由なり。

前掲の広告記事に注文がついたのである。「内閣大破裂ヲ生ス」であつては日本の内閣の動揺と誤解されるおそれあり、「仏国」の文字を入れよという当局の指示が政談社に伝えられたという。いささか些末な指摘ではあるが、当局側からみればこだわらざるを得なかつたのである。

『中立政談』は創刊号（明治十三年八月十五日）から第十二号（十月三十一日）までが四ページ建ての新聞、十三号（十一月七日）から六十九号（十五年四月三日）までが雑誌という体裁で刊行されている。六十九号以後、七十六号（十六年四月）まで刊行されたが現物は未発見のようである。先に述べたように発刊第一号が政談社による演説会の会場で参加者に配布されたわけである。新聞と演説会と二つのメディアを駆使して、中立政党を標榜する論調の広範な展開が期待されたものと思われる。しかしながら、その進路は必ずしも平坦なものではなかつた。在野の自由な言論を封ずる統制を如何に克服するか、新聞の刊行と演説会の開催を如何に継続する

か、おそらくは政談社メンバー間にはその具体的な路線をめぐるさまざまな論議が闘わされたものと思われる。『中立党政談』の刊行は曲折を含みつつ明治十六年四月まで続いたようであるが、一方政談社の名による演説会の開催は先にみたように前後四回で終わっている。これらの問題の背景にある事情については別途検討をしなければならぬと考えている。

注

- (1) 本稿のために利用した『郵便報知新聞』は大洋写真工芸社製作マイクロフィルム及び柏書房刊・復刻版である。以下本稿中、本紙に拠るところについて注記を省く。記事の引用にあたっては、漢字の字体は原則として現行通用の新字体とし、変体仮名や台字などについても現行の字体に改めた。また適宜句読点を施した。
- (2) ペリかん社刊・復刻版『朝野新聞』による。以下本稿中、本紙に拠るところについて注記を省く。記事の引用については注一に同じ。
- (3) 不二出版刊・復刻版『横浜毎日新聞』による。以下本稿中、本紙に拠るところについて注記を省く。記事の引用については注一に同じ。
- (4) 集会条例について、中原英典『明治警察史論集』（第四章集会条例立法沿革序説）参照。
- (5) 講談会社演説会について、松崎「槍屋町講談会について——明治演説史の一断章——」（『史学』57―4所収）参照。
- (6) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一四三ページ。
- (7) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一四三ページ。
- (8) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一四四ページ。
- (9) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一四四ページ。
- (10) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一四三ページ。
- (11) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一四三ページ。

- (12) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一四四ページ。
- (13) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一〇二ページ。
- (14) 『慶應義塾百年史』付録二三〇ページ。
- (15) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）一二二ページ。
- (16) 『福澤諭吉全集』第一九卷四〇二ページ。
- (17) 『三田演説会資料』（慶應義塾福澤研究センター資料4）九四、一二七ページ。
- (18) 『馬場辰猪全集』第三卷一五一ページ。
- (19) 『馬場辰猪全集』第三卷二四四ページ。
- (20) 『馬場辰猪全集』第三卷二四四ページ。
- (21) 東京都公文書館蔵『東京府勸業課回議録（第二類 会社 明治十三年七月、九月）』
- (22) 国会図書館憲政資料室蔵『明治十三年十二月調 演説会結社人名』（衆議院憲政史編纂会収集文書四二七）
- (23) 松崎「東洋議政会演説会について——明治十年代前半における慶應義塾系演説会の研究——」（『慶應義塾志木高等学校研究紀要』第25輯所収）参照。
- (24) 西田長寿『馬場辰猪』（『明治史研究叢書』および西田『日本ジャーナリズム史研究』所収）
- (25) 沢大洋「三田政談社及び国友会の結成——馬場辰猪の政治行動を中心として——」（『東海大学政治経済学部紀要』第16号所収）。
- (26) 福澤書簡二二八五（『福澤諭吉年鑑』8所収）。
- (27) ひろたまさき「明治会堂演説の運営について——新資料・犬養宛福沢書簡・紹介」（『福沢手帖』24所収）
- (28) 福澤書簡三五四（『福澤諭吉全集』第一七卷三八五ページ）
- (29) 福澤書簡三五六（『福澤諭吉全集』第一七卷三八六ページ）
- (30) 福澤書簡三七一（『福澤諭吉全集』第一七卷三九八ページ）
- (31) 『慶應義塾入社帳』第一卷六〇二ページ。大正四年版『慶應義塾総覧』一五四ページ。
- (32) 福澤書簡三七二（『福澤諭吉全集』第一七卷三九九ページ）

- (33) 福澤書簡三八六、『福澤諭吉全集』第一七卷四〇八ページ
 (34) 福澤書簡三九五、『福澤諭吉全集』第一七卷四一三ページ
 (35) 『福澤諭吉全集』第二〇卷二三八ページ。
 (36) 『松陰本山彦一翁遺稿』二八八ページ。
 (37) 『松陰本山彦一翁遺稿』参照。
 (38) 東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵『中立正党政談』による。
 (39) 『郵便報知新聞』に掲載された『中立正党政談』各号刊行告知記事参照。
 (40) 『マイクロフィルム版 明治期学術・言論雑誌集成 別冊』（ナダ書房）二四ページ。

〔付記〕

本稿の入稿後、『東京日々新聞』に次の二件の記事のあることについて川崎勝氏よりご教示を頂いた（同氏「馬場辰猪と自由党」（『福澤諭吉年鑑』22所収）。記して御礼を申し挙げるとともに若干の補則をしておきたい。なお『東京日々新聞』の引用は日本マイクロ写真株式会社版マイクロフィルムによる。

来ル八日、浅草井生村楼ニ於テ集会條例ヲ遵奉シテ政談演説会相催候。但シ切符ハ同所并ニ新橋竹川町桜水舎ニ於テ売却申候。
 三田政談社幹事

（『東京日々新聞』明治十三年五月五、七、八日付広告欄）
 一昨日浅草須賀町井生村にて催したる東京演説会ハ、集会條例頒布後第二回の集会なれば（前日同処にて催したる三田政談演説会を第一回となす）聴間の来会如何にあるべきかと思のほか盛にて三百余人に及び社員も奮発して、
 （『東京日々新聞』明治十三年五月十一日付）
 （以下略）

前者の広告記事は本稿第一節に引用した『朝野新聞』五月七、八日付広告にはほぼ同じである。ただし、『朝野新聞』では演説会の開催主体の名が「三田政談会」であるのに対して、『東京日々新聞』では「三田政談社」となっている。いず

れかの新聞の単純な誤植か、あるいは「三田政談社」として発足しその直後に「三田政談会」へと改称したものかとも考えられる。また、塾内における学術演説会としての「三田演説会」に対して、塾外における政談演説会として設立されたらしい経緯からすれば、「三田政談会」の名が相応しいようにも思われるが確証はない。さらに資料を得て後考にまたねばならないであろう。なお本稿中に「三田政談社」の名が、『演説会結社人名』にのみ見えたのは誤りでここに訂正をしなければならぬ。ただし、この『演説会結社人名』にみる「三田政談社」の名はすでに「政談社」としての届出を済ませた後の記録であり、いわば「三田」の「政談社」という通称ないしは俗称の意と解すべきではないかと思われる。

後者の記事は、「三田政談社」ないしは「三田政談会」による五月八日の第一回の演説会の開催が、浅草井生村楼に於ける集会條例公布後の文字通り最初の演説会であり市中の注目を集めたものであったろうことが分かるものである。

〔資料一〕

明治十三年十二月調・演説会結社人名

これは国立国会図書館憲政資料室所蔵の「衆議院憲政史編纂会収集文書」中に含まれるものである。衆議院憲政史編纂会の用箋に筆写された小冊子となっている。編纂会収集文書としての注記欄があり、「筆写年月日・昭和十八年十月」「採訪者・尾佐竹猛」「備考・三田政談社、嚶鳴社、北辰社、忠

愛社々員氏名ヲ調査セルモノナリ」と記されている。なお、「台本出所」「内容概説」の項については空欄となっている。筆写の典拠が示されていないが検討すべき貴重な資料としてここに冊子全体を翻刻する。ただし表中の数字は整理番号として便宜的につけたもので現資料にはないものである。整理番号にかぎ括弧のあるのは改丁を示す。なお、*印を付した者は「慶應義塾入社帳」などによって確認をした慶應義塾関係者であることを示す。

(表紙)

「明治十三年十二月調

演説会結社人名」

演説会結社人名表

番号	社名	族籍	住所	姓名
*1	三田政談社	群馬県土族	芝区松本町五番地	高島 小金治
*2	同	山口県土族	同 三田四国町九番地	林 欽亮
*3	同	三重県土族	同 三田一丁目六番地	岡崎 亀雄
*4	同	長崎県土族	同 三田同朋町拾番地	本多 孫四郎
*5	同	東京府土族	同 松本町四拾四番地	波多野承五郎
*6	嚶鳴社		本所区相生町三丁目八番地 尺振八方	石川 暎作

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	嚶鳴社	同	同
牛込区築土八幡町廿四番地	神田元柳町拾四番地	麴町区富士見町三丁目五番地	牛込区北山伏町四十三番地	日本橋区浜町二丁目拾壹番地	神田区今川小路二丁目四番地	京橋区西紺屋町廿八番地 毎日新聞社	四ッ谷区左門町七拾二番地	麴町区麴町五丁目拾番地	麴町区老丁目拾三番地	神田区五軒町老番地	麴町区飯田町四丁目廿四番地	牛込区神楽町二丁目拾七番地	京橋区銀座老丁目八番地	日本橋区呉服町老番地	神田区今川小路二丁目拾五番地	麴町区富士見町六丁目二番地	神田区今川小路二丁目二番地	浅草区小島町五十九番地	同 林町二丁目二番地	本所区相生町三丁目八番地 尺振八方	京橋区銀座一丁目拾九番地 相沢先方	
室原 重福	根津 親徳	堤 長発	田口 卯吉	高梨 哲四郎	高梨 勘三	吉田 次郎	米田 精	吉岡 育	河津 祐雄	河村 重固	狩野 元吉	河津 裕之	岡田 伝三郎	大矢 早利	沼間 守一	豊原 基臣	堀口 昇	堀越 正民	西村 玄道	波多野伝三郎	伊庭 豊長	

94 93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80 79 78 77 76 75 74 73
 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

高知県土族

神田区錦町二丁目拾貳番地
 本所緑町三丁目拾九番地
 愛宕下町二丁目四番地
 同
 神田錦町二丁目二番地
 日本橋区呉服町卅二番地 榑原新七方
 同区蠣殻町老丁目四番地 田中金之助方
 芝区公園地第八号 浄蓮院同居
 芝区烏森町二番地 藤本寅吉方同居
 同竹川町井一番地
 同愛宕下町四丁目三番地 齊丸二郎方同居
 同二丁目二番地
 同二丁目壹番地
 麴町区内幸町二丁目壹番地
 駿河台北甲賀町十九番地
 浅草区諏訪町六番地
 京橋区加賀町拾八番地
 本所区相生町三丁目八番地
 神田区猿楽町四番地
 千葉県下安房国北條村
 同
 神田区錦町三丁目五番地

佐伯 剛平
 平井 三郎
 金沢 伊八
 長島 亦司
 大石 正巳
 野村 修猷
 佐々木兵之助
 久野 善次郎
 木部 弟美
 松本 寅吉
 人見 留三郎
 三浦 省吾
 関 新吾
 辛島 雄飛
 金丸 鉄
 木邨 福次郎
 伊藤 卓三
 松本 祐次郎
 浅井 幸次郎
 吉田 与兵衛
 海保 志郎
 大石 監二

*	*	*	*	*							*	*									
115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	
						同	北辰社	同	同	同	同	北辰社	三田政談社	同	同	同	同	同	同	同	
	栃木県土族	新潟県土族	和歌山県土族	三重県土族	大阪府平民	同県土族	千葉県平民	同県平民	兵庫県土族	同	大分県土族	群馬県平民	大分県平民								
	同区上野黒門町升番地	同	同	芝区三田式丁目式番地	同 同六番地	同 同一番地	芝区愛宕下四丁目六番地	同 同	同新肴町拾式番地	京橋区西紺屋町拾参番地	日本橋区通四丁目壹番地	芝区愛宕下四丁目一番地	日本橋区浜町二丁目十二番地	同	今川小路二丁目十二番地	本郷四丁目二十二番地	神田雉子町二十八番地	神田錦町一丁目十八番地	神田錦町三丁目五番地	小日向茗荷谷町八十九番地	
	奥宮	荒川	田中	鎌田	門野	甲田	瀬谷	碓稻崎	山川	土居	植田	片岡	新井	藤田	作本	杉原	四牧	前田	前田	坂口	水野
	健之	高俊	精一	栄吉	幾之進	良造	正二	道秀 ⁶⁾	善太郎	光華	長次郎	泰一	毫	茂吉	棟 ³⁾	謙	広	正一	勘太郎	甚助	遵

	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137
東京府平民	静岡県土族	同	愛媛県土族	鹿児島県土族	同上	同上	山口県土族	鹿児島県土族	青森県土族	鹿児島県土族	同県土族	愛媛県平民	東京府土族	和歌山県土族	大分県土族	華族	大分県土族	静岡県土族	福井県土族	熊本県土族	山口県土族
北豊島郡坂本村百十四番地	湯島天神町三丁目一番地	同	同	同	三田二丁目二番地	前二同シ	三田四国町九番地	三田二丁目二番地	前二同シ	芝横新町九番地	前二同シ	三田二丁目二番地	麻布飯倉三丁目十五番地	三田四丁目二番地	三田四丁目廿六番地	前二同シ	前二同シ	前二同シ	前二同シ	前二同シ	前二同シ
石川	黒沢	矢野	山崎	池内	井上	溝部	波多野	枝元	坂井	奥田	矢野	吉良	阿部	小浦	須田	奥平	雨山	平賀	北川	山本	伊藤
芳蔵	長栄	可宗	程者	源太郎	寛一	惟幾	一	長辰	次永	直之助	可宗	亨	泰三	鏗三郎	達次郎	昌邁	達也	敏	礼弼	長道	欽亮

179	*	178	*	177	*	176	*	175	*	174	*	173	*	172		171		170	*	169	*	168		167	*	166	*	165	*	164	*	163		162		161		160		159																																			
		静岡県土族	宮城県土族	石川県土族	愛媛県土族	大分県土族	新潟県土族	同平民	東京府平民	広島県平民	埼玉県平民	168	167	166	165	164	鹿児島県土族	徳島県土族	同	東京府土族	168	167	166	165	164	鹿児島県土族	同	大阪府平民	岡山県土族	東京府土族	群馬県平民	湯島三組町四十三番地	日本橋区蠣殻町一丁目三番地	江島半助方	横田	房吉	永井	安貞	木崎	儀湛	雑賀	豊太郎	篠田	正作	宮内	祐輔	井出	徳太郎	盛	与三郎	大島	景次	丹下	策平	戸張志智之助	井上	角五郎	福地	源一郎	益田	克徳	久代	孝二郎	矢野	貞雄	梅木	忠朴	山田	良作	東	三之助	山田	要造	岡本	武雄
		静岡県土族	宮城県土族	石川県土族	愛媛県土族	大分県土族	新潟県土族	同平民	東京府平民	広島県平民	埼玉県平民	168	167	166	165	164	鹿児島県土族	徳島県土族	同	東京府土族	168	167	166	165	164	鹿児島県土族	同	大阪府平民	岡山県土族	東京府土族	群馬県平民	湯島三組町四十三番地	日本橋区蠣殻町一丁目三番地	江島半助方	横田	房吉	永井	安貞	木崎	儀湛	雑賀	豊太郎	篠田	正作	宮内	祐輔	井出	徳太郎	盛	与三郎	大島	景次	丹下	策平	戸張志智之助	井上	角五郎	福地	源一郎	益田	克徳	久代	孝二郎	矢野	貞雄	梅木	忠朴	山田	良作	東	三之助	山田	要造	岡本	武雄

										*	*	*	*	*	*	*	*				
201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180
石川県平民	島根県土族	東京府土族		東京府土族	福島県平民	東京府平民	同	高知県土族	同平民	東京府土族	和歌山県土族	三重県平民	石川県平民	高知県土族	大分県土族	秋田県平民	新潟県土族	鹿児島県土族	山口県平民		
神田区三崎町一丁目六番地	京橋区采女町三十六番地	下谷区上野花園町十一番地	麴町区山元区二丁目一番地	下谷南稲荷町五十八番地	京橋区新着町升四番地	四ッ谷左門町五十番地	同	新桜田町十九番地	赤坂台町升八番地	内幸町二丁目老番地	三田小山町一番地	芝区三田功運町三十四番地	神田区小川町十二番地	芝区南佐久間町二丁目十三番地	京橋区三十間堀三丁目十三番地	三田三丁目十七番地	芝伊皿子台町五番地	神田今川小路二丁目十五番地	尾張町一丁目三番地	同	
英吉	誠成	大平	昇	秀雄	平三郎	新 輛三	林 包明	垣内 正輔	浅野 乾	高橋 臺一	森下 岩楠	牛場 卓造	松岡 直忠	尾崎 行雄	矢野 文雄	武田 忠太郎	竹村 貞貞	坂元 盛得	作本 棟造	林 正明	肥塚 新

212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202
							忠愛社員			
兵庫県土族	大分県土族	福岡県土族	長崎県土族	兵庫県平民	同	埼玉県平民	長崎県平民	秋田県土族	兵庫県土族	高知県平民
京橋区弥左エ門町六番地	京橋区日吉町十二番地	京橋区元数寄屋町二丁目十三番地	芝桜田本郷町四番地	京橋区宗十郎町二十番地	八官町十九番地	京橋区八官町十九番地	糺町区有楽町三丁目二番地	京橋区築地一丁目三十番地	高輪北四十八番地	三田二丁目二番地
							(二行空白)	宇津木方		
森下	関	石井	三富	太田	高橋	根岸	丸山	山本	磯部	黒岩
駿	謙之	南橋	道臣	実	孝義	千引	作楽	莊司	節	大

- (1) 2 林欽亮、137 伊藤欽亮に同じ。重複。
- (2) 町名脱。
- (3) 「退社」の頭注記載あり。
- (4) 『慶應義塾入社帳』に明治二年入社、二十五歳、高知出身、「大石監二郎」の名あり。同一人物カ。
- (5) 182 作本棟造に同じカ。『慶應義塾入社帳(幼稚舎)』に明治三十年三月入舎、京橋区南鍋町作本棟口造カ。長男、作本棟成」の名あり。
- (6) 姓に「おだき」の振り仮名あり。
- (7) 「江口」旧姓「浅見」。(明治四十四年版『慶應義塾塾員名簿』による。)
- (8) 133 高木喜郎(喜一郎カ)に同じカ。
- (9) 「小出儀一郎(＊)カ」。
- (10) 147、156 同一。重複。
- (11) 「高橋基一(＊)カ」。

〔資料二〕

藤田茂吉『外形論』

これは明治十三年七月九日、十日兩日の『郵便報知新聞』社説欄の全文である。同月四日に行われた政談社演説会における藤田茂吉の演説の趣旨が社説として掲載されたもので政談社演説会の貴重な記録としてここに再録する。再録にあたり、漢字の用字は原則として現行通用の字体とした。変体仮名、合字などについても現行の字体に改めた。仮名の清濁、傍点、圏点、傍線は原文のままである。原文にはない句読点を適宜施した。

「社説」(郵便報知新聞・明治十三年七月九日)

左二記スル所ノモノハ本月四日、余カ江東中村樓ニ於テ演説セル主意書ナリ。

外形論

藤田茂吉 稿

外形トハ何ゾヤ。余カ称シテ外形トスル所ノモノハ一身以

外ノ形象ヲ指ス。即チ覆載ノ間ニ散布セル万物ニシテ、日月星辰山川草木ハサラナリ、總ヘテ目ニ触ル、所ノ物件ハ皆外形ト称シ外物ト名クベキナリ。人ノ世ニ生ル、ヤ、素ヨリ赤身裸体ニシテ一物ノ身ニ附着スルナシ。即チ是レ外形ト絶縁セル人生自然ノ容態ナリ。若シ外形ノ間ニ侵入シテ造化ノ所有ヲ侵略シ、外物ヲ取りテ己レカ有トスルノ方無クンハ、人ハ死亡ヲ俟ツノ外ナシ。是ヲ以テ衣食住ヲ始メ人間生成ノ道ハ唯外物ヲ適用スルアルノミ。人身ノ外物ニ於ケル斯クノ如キ関繫アリ。宛モ人ハ外物ノ間ニ産ミ出サ、ルカ如シ。能ク多ク外物ヲ制シ、能ク巧ニ外物ヲ用ヒ、能ク大ニ外物ヲ略スルモノハ、則、人ノ上ナルモノニシテ智者ト名ケ英雄ト称ス。人ノ賢愚ハ其外物ニ対スル有様ヲ以テ判スベキナリ。然レトモ、駄外ノ形物ニ制セラル、ハ人生免ル可ラサルコトナリ。人能ク其智力ヲ以テ外物ヲ制スルノ方アルモ、又、外物ノ力ヲ仮ラサルヲ得ズ。到底外物ヲ以テ外物ヲ制シ、并セテ自ラ其制ヲ受クルニ過キサリナリ。

外物ノ人身ニ対スルノ勢力ハ斯クノ如ク其レ盛ンナリ。故人ノ世ニ立ツ、外物ニ馴従スルト外物ニ抵抗スルノ外ナカルベシ。而ルニ、一身裏ヨリ生スル能力ハ直チニ之ヲ外物ノ上ニ加ヘテ之ヲ制スル能ハサルナリ。汽船、汽車ヲ發明シテ高山大海ヲ横絶スルノ大業ヲ成スモ、外ヨリ得ル所ノ教育即學問ノ力ヲ仮ラサルヲ得ズ。而シテ高山大海ナル外物ヲ制シ

險阻ヲ夷ケ怒濤ヲ凌クハ、亦、汽船汽車ナル外物ニ頼ラサルヲ得ズ。到底人ノ智力ハ外物ヲ以テ外物ヲ制スルノ工夫ヲナスニ止ルノミ。今日ニ至リ、人智大ニ進ミ外物ヲ以テ外物ヲ制スルコト甚タ多ク且大ナリト雖モ、若シ外物ノ人ヲ制スル大ナルカ、人ノ外物ヲ制スルコト大ナルカヲ比較セハ、狂人ニアラサルヨリハ外物ノ人ヲ制スルノ大ナルヲ知ラン。今、夫レ制ヲ外形ニ受クルモノハ甚タ多クシテ、外形ヲ制スルモノハ甚タ稀レナリ。己レノ智力ニ依頼シ外ヲ以テ外ヲ制スルハ、英俊ノ為ス所ニシテ、尋常人ハ外ヨリ外ニ制セラレテ到底何物ノ為メニ動かサル、ヲ知ラサルナリ。

茲ニ國風ト云ヘル詞アリ。是レ一國人民ノ風格ヲ概稱スル所ノモノニシテ、所謂國柄ト云ヘルコトナラン。而ルニ、此國柄ナルモノハ全ク一國民ガ其氣候風物ヲ同フシ、衣食住居ヲ同フシタルヨリ生スルモノニシテ、即チ外物ノ勢力一國人民ヲ制シタルノ廣大ナルヲ証スベキノミ。故ニ、今、汽船ノ大海空洋ニ横ハリ怒濤ヲ凌ギ險波ヲ冒カシテ千万里外ニ往來スルノ一点ヨリ觀ルトキハ、人ノ外物ヲ制スルノ著ルシキヲ知ルト雖モ、全面ニ就テ外物ノ力ヲ想像スルトキハ其廣大無辺ナルニ驚駭セサルヲ得ス。一人ノ身ニ就テ外物ヲ制シタルノ点ヲ求メハ、尋常人ト雖モ尚大ニ外物ヲ制スルノ跡アリ。衣食住ノ風雨寒暑ヲ凌キ、飢饉凍餒ノ患ヲ拒クカ如キ是レナリ。然レトモ、一國民ノ上ニ就テ外物ノ關係ヲ觀ルトキハ、

一ノ模型ヲ以テ人ヲ鎬治シ之レニ同一ノ風格ヲ与フルノ勢力アリ。以テ外物ノ勢力廣大ナルヲ知ルベキナリ。

且、夫レ國民ノ大數ハ無學無識無定見ニシテ固ヨリ心身ヲ拳ケテ外物ニ委ネタルモノナリ。唯、學士論者ノ如キ有識ノ者アリテ之ヲ制スルニ過キズ。試ニ見ヨ。仏國ノ革命ニ全國ノ人応テ激動シテ、恰カ毛潮ノ涌クカ如ク、幾ント之ヲ拒ク可ラサルニ至シメタルハ、即チ把里ニアル「ジャコピン」党ノ巨魁ハルベルスピア、ダン□ン、マラツトノ數名同氣ヲ嘯集シテ全國ヲ激動シタルナリ。一人ノ叫聲ハ万人ノ喚呼トナリ、万人ノ喚呼ハ全國ノ激動トナル。其間、豈道理ノ存スルアラシヤ。唯、是レ外形ハレタル勢力ナルノミ。至是人智ノ勢力之ヲ制スルヲ得サルナリ。

□ラシヤノ農夫マキシミヤンハ身軀長大ニシテ勇力人ニ絶ス。遂ニ戰闘ノ功ヲ績ミ羅馬帝ニ推尊セラル。那勃翁ハ軍伍ノ間ニ起リ智力絶倫ナルヲ以テ遂ニ仏國ニ帝タリ。二人ノ軍人タルヤ一ナリ。其帝トナルヤ亦一ナリ。然レトモ、マキシミヤンハ若シ其勇力ヲ闘ハサハ皇帝ヲ制セシ。那勃翁ハ其智力ヲ闘ハサハ羅馬帝ヲ斃サン。マキシミヤンノ旗下其智力ノ之レニ優レルモノナカランヤ。那勃翁ノ旗下、豈、亦勇力ノ之レニ優レルモノナカランヤ。然レトモ、兩帝ノ遂ニ能ク其地位ヲ得タルハ、唯其長スル所ヲ以テ人ヲ制スルニアルノミ。一タヒ之ヲ制スルトキハ、其外形ノ勢力ハ又他ノ外形ニ施及

シ、外ヨリ外ニ施及シテ、今ハ遂ニ唯其人ノ名ノミニ制セラル、ニ至ル。夫ノ菊水ノ旗ヲ見テ敗走スルカ如キ、死孔明ノ生仲達ヲ走ラスルカ如キ、已ニ是レ形象外ニ過キ去リテ、唯名ノミニ制セラル、モノナリ。(未完)

「社説」(郵便報知新聞・明治十三年七月十日)

外形論

藤田茂吉 未完稿

余カ説ク所已ニ戦争ニ縁アリ。故ニ余ハ戦争ニ由ヨリテ外物ノ勢力ヲ説明セン。蓋シ戦争ニ最大ノ勢力ヲ有スルモノハ金銀ニ外ナラズ。往時ノ戦争ニハ金銀ノ勢力甚タ微ナリト雖モ、現今ニ至リテハ戦争ハ全ク金銀ヲ鬪カハシムモノニシテ、兵ノ勝敗ハ寧ロ金ノ多少ニ関スルカ如シ。試ミニ一例ヲ挙ケン。西暦千七百年ヨリ八百年ニ至ルノ間ハ、欧州大陸ハ頗ル多事ニシテ紛乱戦闘止ム時ナク、人ヲシテ平和ノ事業ニ就カシメ、金銀ヲ蓄フルノ余力ヲ剩サシメザリキ。此時ニ当リ英國ハ専ラ製造ニ精力ヲ尽シ、殊ニ英國富盛ノ基礎タル木綿製造ノ如キハ、此時ヲ以テ初メテ隆盛ノ基ヲ立テタリ。ゼームスハルグレーブス、ワット、ボール、ソルリチャルドアルクライト、ドクトルカルトライトノ諸氏輩出シテ漸次工

夫ヲ凝ラシ器械ヲシテ益々精良ナラシメ、又蒸氣力ヲ器械ニ適用スルノ發明アリシヨリ益々製造ノ隆盛ヲ来タシタリ。英國ノ殷富ハ、全ク欧州大陸ノ戦闘ニ従事シテ他ヲ顧ルコト能ハサルノ時ニ当リテ其端ヲ開キタリ。全歐ノ人民ハ勿論米國人民ノ如キ、皆英國ノ貿易ヲ独占セラレ、英人唯リ富盛ヲ専ラニシタリ。然レトモ、英國ノ政府ハ決シテ富メルニアラズ。唯リ英民ノ殷富全歐ヲ圧シタルナリ。故ニビット執政ノ日ニ当リ政府ノ公債日ニ増加シテ莫大ノ金額ニ上リシヤ、世界ノ大政策家ト称セラレタル大統領ゼフェルソン、第一世那勃翁ノ如キ、英國理財ノ道ヲ失シテ敗滅ノ期近キニアルヲ唱言シタリキ。何ゾ、図ラン、此時、英民ハ、専ラ殖産ニ従事シ、独リ製造ヲ盛ニシテ、其富已ニ全歐ヲ傾クルニ及ヒタルヲ。

那勃翁ガ、常ニ英國版圖ノ広狭ト人口ノ多少ト、軍士ノ強弱ノ外ニ注目セザリシハ、則其失敗ヲ取ルノ初メナリ。千八百十五年、仏帝自ラ其智術ニ誇リ全歐ヲ席捲スルノ勢ヲ以テ諸邦ヲ侵略スルニ当リ、英國ハ果シテ其武力ヲ以テ仏帝ニ抗シタル乎。決シテ然ラズ。英國ガ千八百十五年ニ消費セル金額ハ實ニ四億万余円ナリトス。其内一億万余円ハ内國債ニテ徴収シタルモノナリ。又、五千万余円ハ欧州諸邦ト聯合シテ仏帝ニ抗スルカ為メニ諸邦ヲ補助シタルモノナリ。此ノ如キ金額ハ、此時ニ当リテ欧州諸國ノ政府ヲ身体限リトナスモ得易カラサルノ金額ナリ。夫レ斯ノ如ク只管金力ニ依頼シテ仏

國ニ抗スルヲ得タルハ全ク英民ガ平素製造ニ從事シテ其富ヲ
 養成シタルニ由ルナリ。那勃翁モ、亦遂ニ其智術ヲ逞クスル
 コト能ハズシテ、ウオートルロノ敗績ヲ來タシ孤島ニ謫死
 シタリシハ、則、ウエル□ンンノ勇武ニ競フコト能ハサル
 ニアラサルナリ。英國ノ兵士ヲ敗ルコト能ハサルニアラサル
 ナリ。唯リ英國ノ富ニ競ウコト能ハズ、英民ノ金力ヲ圧スル
 コト能ハサリシニヨルナリ。若シ英國ノ金力アラズンバ歐洲
 諸邦ハ其獨立ヲ維持シタリヤ。余ハ之ヲ保証スルコト能ハズ。
 今日ニ至リ猶ホ英國ノ雄威ヲ宇内ニ振フハ唯金力ニアルノミ。
 蓋シ英國ノ富ハ製造ノ精力ニ始リ、機械ノ發明ニ盛ニ、資
 本ト勉力ト常ニ相結合シタルノ成果ハ、則其富盛トナリ、他
 ノ智力ト武力トヲ挫折スルニ至リシナリ。前年魯土ノ戰爭變
 シテ英魯ノ葛藤トナリ、且暮兵ニ訴フルノ勢ニ逼リシニ当リ、
 英國ガ盛ニ軍備ヲ整ヘテ暗ニ魯國ニ對シ遂ニ魯國ヲシテ數
 歩ヲ退讓セシメタルハ、全ク英民ノ金力アルニヨルナリ。那
 勃翁ノ武力猶ホ且ツ金力口競フ能ハズ。仏帝地下ニ靈アラハ
 必ス言ハシ。金力敵ノ戰爭ナリト。
 豈獨リ戰爭ノミナランヤ。即チ是レ金ガ敵ノ世ノ中ナリ。
 惟フニ外物ノ勢力甚タ大ナルモ金錢ノ勢力ニ超ルモノアラサ
 ルナリ。金錢ハ外形中無上ノ勢力アルモノニシテ、無數ノ外
 物皆金力ノ制御ヲ受ケサルハナシ。今、夫レ政治上ノ事物ハ
 金力ヲ以テ制ス可ラサルモノナル乎。抑モ自由社会トハ金力

ト智力トノ自由ヲ許シタル社会ノミ。压制トハ金力ト智力ト
 ヲ压制シタルニ過キズ。故ニ、已ニ金力ト智力トノ压制ヲ解
 キタル政治社会ニ於テハ、外形中無上ノ勢力アル金錢ハ、政
 事上ニ無上ノ勢力ヲ有スルハ疑ヲ容ルベカラズ。將來若シ政
 党ノ如キモノ生出スルアラハ、最モ金力ヲ有スルモノ能ク他
 ヲ制ス可シ。前已ニ論述スル如ク人民ノ大數ハ外形ノ為メニ
 動ク可キモノナリトセハ、金力ヲ以テ之ヲ動かスノ容易ナル
 ハ論弁ヲ俟タサルナリ。夫レ人ノ外物ニ制セラレ、外物ハ外
 物ニ制セラルハ、ヲ知ラハ、外物中無上ノ勢力アリテ、普ク他
 ノ外物ヲ制スベキ物（即チ金錢）ノ力ハ必ス能ク人間世界ヲ
 制スベキナリ。外形論ヲ作ル。

〔資料三〕

『中立正党政談』創刊の辞

これは明治十三年八月十五日付『中立正党政談』第一号に
 「我カ政談社ハ不偏正党ナルヲ記臆セヨ」と題して掲載され
 たものである。東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵資料により前
 項同様の原則によってここに再録する。

我カ政談社ハ不偏正党ナルヲ記憶セヨ

本日ヲ以テ刷行スル我カ政談ハ、政党中ニ於テ何レノ党派ニ属スル者ナルヤヲ明示スルカ為メニ、其標題ニ大書シテ中立正党ノ四字ヲ掲ケタリ。

何故ニ吾党ハ自ラ標シテ中立正党ト称スルヤ。吾党ハ現時極端ニ偏倚スルニ派ノ政党、特ニ邦内ニ生出セントスルノ有様アルヲ察スルカ故ニ、是ノ二党ヲ殊別シテ自ラ中立正党ト名ケタリ。

偏倚政党ハ大別シテ之ヲ二派ニ分ツヘシト雖トモ、其実ハ四種ノ別異アリ。第一種ハ施政上ニ於テ、毎事政府ノ処置ヲ保援スルナリ。第二種ハ施政上ニ於テ、毎事政府ノ処置ヲ誹毀スルナリ。第三種ハ人物上ニ就テ、必ス在朝ノ人ヲ誉揚シ必ス在野ノ人ヲ輕毀スルナリ。第四種ハ人物上ニ就テ、必ス在朝ノ人ヲ輕毀シ必ス在野ノ人ヲ揚毀スルナリ。

斯ク施政ト人物トノ異同アルニ拘ラス一党派ハ必ス政府ヲ保援シ、一党派ハ必ス政府ヲ讎視スルカ故ニ、吾党ハ之ヲ名ケテ不正偏倚ノ政党トフ。

世人或ハ曰ハン。今日未タ斯クノ如キ党派ノ判然トシテ表発シタル者アラスト。吾党モ亦タ実ニ其然ルヲ知レリ。然レトモ、現時諸人カ名目ニ世事人物ヲ毀譽褒貶スルノ言語ヲ察スルニ、冥暗ノ中ニ於テ好尚厭惡相同カラス。隠然トシテ自

ラ幾種ノ党派ヲ分別セリ。若シ、自後国運日ニ自由ニ傾向セハ、今日ノ冥暗ノ中ニ隠然タルノ党派ハ忽チ容易ニ肅然タル牢固ノ党派ト変出セン。然ラハ則チ、吾党カ今日ニ於テ已ニ幾派ノ政党アリト認ムルモ、亦タ誣言ニアラサルナリ。

在朝ノ人モ亦タ人ノミ。焉ソノ毎事必ス善ナルヲ得ン。然ルニ、常ニ之ヲ保援スルヲ勉ムルハ、是レ私利ノ為メニ牽カル、所アレハナリ。在朝ノ人皆悉ク下愚ナラス。焉ソノ毎事必ス不良ナルヲ得ン。然ルニ、常ニ之ヲ誹毀スルヲ勉ムルハ、是レ亦タ、私怨ノ為メニ牽カル、所アレハナリ。私利ノ為メニ牽カル、ハ政府ニ關係アルノ人ナリ。私怨ノ為メニ牽カル、ハ政府ニ怨讎アルノ人ナリ。私利私怨ノ人ナラシテ、独リ国事ヲ議シ専ラ政務ヲ論セシメ、中正至公ノ士人是ノ二党ヲ裁抑スル者アラスンハ、国勢焉ソノ岌々乎タラサルヲ得ンヤ。是レ則チ、不偏正党ノ欠ク可カラスシテ、吾党、首唱率先是ノ旗幟ヲ樹ル所以ナリ。

凡ソ、政党ハ其本源ヲ私利私怨ニ発シ、其權杖ヲ政治ノ主義ニ依リ、以テ一國ノ政柄ヲ爭奪スルヲ勉ムルカ故ニ、私利ノ人多数ナレハ則チ私利ノ人勝チ、私怨ノ人多数ナレハ則チ私怨ノ人勝ツ。然レ共、国土ノ広キ皆私利ノ人ノミナラサルナリ。人民ノ衆キ豈悉ク私怨ノ人ナランヤ。其出処進退曾テ政府ニ恩讎ナク、私利私怨ニ代ルニ国益民利ヲ以テシ、超然トシテ汗濁ノ外ニ脱出シ、真誠ニ国事ヲ優慮スルノ人蓋シ亦

タ多々ナリ。吾党ハ応ニ事ヲ是等ノ人士ト與ニシテ、誓テ自衛ノ治躰ヲ確立シ夫ノ偏倚ノ両党ヲ懲責スベシ。請フ不偏憂國ノ正人吾党ト同一ノ旗幟ヲ樹テヨ。

若シ、今日ニ於テ不偏ノ正党ヲ樹立セス、吾党諸人ハ黙々トシテ常ニ私利私怨ノ士人ニ世事ヲ擅ニセシムルヲ許ルサハ、次世ノ人民ハ千八百世紀ノ史中ニ於テ唯偏倚ノ二党アリシヲ嗤笑センノミ。吾党同憂ノ諸君ハ是ヲ以テ百世ノ大辱ト為サ、ルカ。請フ、少シク省思スル所アレ。

不偏正党タル吾党ノ政談社カ向後筆鋒ヲ振フノ大意ヲ左エ條列シ、以テ本社ノ遵守スル主義ノ在ル所ヲ明示スベシ。

第一 自由ノ治躰ヲ主張スルコト。

第二 政府施政ノ細目ニ付キ、其人民ニ不利ナル者ハ之ヲ痛論シ、其利アル者ハ之ヲ賛成スヘシ。

第三 吾党ト同ク在野ノ人ニシテ、民権家ヲ冒称スル者ト

雖トモ、其心人民ノ利益ニ在ラス其行事人民ニ害アル者ハ之ヲ切論シテ赦スコトナカルヘシ。

第四 人物上ニ就テハ朝野ヲ論セス、公平ニ其有用無用ナ

ルヲ品評スヘシ。偏倚政党ノ朝野ヲ以テ毀譽ヲ定ムルカ如クナルコトナカルヘシ。

右四條ハ則チ本社カ向後政談ノ繩墨ナリ。読者其レ之ヲ記セヨ。

(まつざき きんいち 慶應義塾志木高等学校教諭)